

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和8年2月27日

【会社名】 ジョンソン・エンド・ジョンソン  
(Johnson & Johnson)

【代表者の役職氏名】 リーガル・ディレクター  
(Legal Director)  
李 木 英 敬

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国、ニュージャージー州 08933  
ニューブランズウィック  
ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1  
(One Johnson & Johnson Plaza, New Brunswick,  
New Jersey 08933, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 安 部 健 介

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5220-1944

【事務連絡者氏名】 弁護士 山 口 大 貴  
弁護士 根 来 志 帆

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号  
丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-5220-1944

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 ジョンソン・エンド・ジョンソン記名式額面普通株式  
(額面1.00米ドル)を目的とする新株予約権証券

【届出の対象とした募集金額】 0米ドル(0円)(注1)  
15,260,663.20米ドル(2,367,691,895.48円)(注2)(注3)  
(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額である。  
(注2) 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。  
(注3) 括弧内の円金額は、1米ドル=155.15円の換算率(株式会社三菱UFJ銀行の2026年2月20日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「当社」又は「ジョンソン・エンド・ジョンソン」は、文脈に応じてジョンソン・エンド・ジョンソン、又はジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社を指す。
- (注2) 別段の記載がある場合を除き、本書中の「米ドル」、「ドル」、「U.S.\$」又は「\$」はアメリカ合衆国の法定通貨を表している。株式会社三菱UFJ銀行の2026年2月20日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値は1米ドル=155.15円であった。本書において記載されている米ドル金額の日本円への換算はかかる換算率によって便宜上なされているもので、将来の換算率を表するものではない。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。
- (注3) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は必ずしも計数の総和と一致しない。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】

##### (1)【募集の条件】

発行数	62,685個（注1）
発行価額の総額	0米ドル（0円）
発行価格	0米ドル（0円）
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	2026年3月6日（注2）
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
割当日	2026年3月6日（注2）
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし
摘要	<p>1 本募集は当社の「2022年長期インセンティブ・プラン」（以下「本プラン」という。）に基づき、エイエムオー・ジャパン株式会社、ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社、ヤンセンファーマ株式会社及び日本アピオメッド株式会社の従業員287名（以下「付与対象者」という。）に付与される、株式を購入する権利（新株予約権）（以下「本新株予約権」という。）に関する募集である。本書に基づく本新株予約権証券の募集は、当社取締役会の報酬委員会（以下「委員会」という。）の2026年2月9日付決議により授権されたものである。</p> <p>2 本新株予約権の行使により取得される株式（下記に定義される。）は、当社が取得した既発行の自己株式である。</p> <p>3 「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」に記載の通り、本募集と同様の募集がアメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国などの海外の国々でもなされ、全世界（日本を除く。）で本プランの対象となる当社並びにその子会社及び適格関連会社の従業員の数は13,419名である。</p>

（注1） 「発行数」は付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式（以下「株式」という。）の数と同数である。

（注2） 本募集においては、当社から付与対象者に対して一方的に本新株予約権の付与に関する通知がなされる他は、付与対象者による特段の意思表示は必要としない。従って便宜上、上記申込期間及び割当日とは、付与対象者に対する本新株予約権に関する通知を行う日を意味する。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル) (完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。) (注1)
新株予約権の目的となる株式の数	本新株予約権1個当たり1株 (全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数:62,685株)
新株予約権の行使時の払込金額	本新株予約権1個当たり243.45米ドル(37,771.27円) (全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 1,670,211,609.30米ドル(259,133,331,182.90円))
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	該当事項なし
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	該当事項なし
新株予約権の行使期間	雇用の継続を条件として、本新株予約権の権利確定日から付与日の10年後までとする(ただし、解雇された場合には、早期に終了するものとする。)。本新株予約権の3分の1は、本新株予約権の付与日から3年経過するごとに権利が確定する。 2026年2月15日から2036年2月15日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	ジョンソン・エンド・ジョンソン アメリカ合衆国、ニュージャージー州08933、 ニューブランズウィック、 ジョンソン・エンド・ジョンソン・プラザ1
新株予約権の行使の条件	付与された本新株予約権は権利確定日から行使可能となる。雇用の継続を条件として、本新株予約権の3分の1は、付与日から3年経過するごとに権利が確定する。

自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>(1) 被付与者が死亡又は障害による長期就労不能により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、当該被付与者の退職日に直ちに権利確定するものとする。権利が確定した本新株予約権は、その残存期間中に行使できるものとする。</p> <p>(2) 被付与者が本新株予約権の付与日から6ヶ月を経過した日以降に適合離職事由(下記に定義される。)により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、当初の権利確定日(本新株予約権の付与日から3年経過することにより、本新株予約権の3分の1ずつを付与する。)に権利確定するものとする。また、当該従業員が適合離職事由の後に死亡した場合、残存する本新株予約権は、死亡日に直ちに権利確定するものとする。</p> <p>「適合離職事由」とは、(i)62歳(日本の場合は60歳)に達した後の雇用の終了又は(ii)55歳に達した後の雇用の終了で、在籍する全期間を通じて10年以上の勤続があり、かつ退職直前の連続した5年間の勤続条件を満たす場合を指す(いずれも、死亡又は障害による長期就労不能による場合を除く。 )。</p> <p>(3) 本欄に記載の場合を除き、被付与者が希望退職又は当社による解雇により当社を退職した場合には、権利が確定していない本新株予約権は、権利を喪失するものとする。希望退職又は当社による解雇による前に権利が確定した本新株予約権は、退職後3ヶ月間行使することができるものとする。但し、当該退職が、被付与者が55歳に達した後のものである場合(かつ、被付与者が適合離職事由の要件を満たしていない場合)、本新株予約権の権利行使期間は、その日から3年間となる。</p> <p>(4) 被付与者が当社による正当な理由に基づく解雇により当社を退職した場合、全ての本新株予約権は、権利の確定の有無にかかわらず、権利を喪失するものとする。</p> <p>(5) 従業員が退職の日から18ヶ月以内に競合他社に雇用される場合、発行済の本新株予約権は、権利の確定の有無にかかわらず、権利を喪失し、また、当該従業員は、当該競合他社に雇用される初日の前12ヶ月以内に本新株予約権の行使により取得した利得を当社に返還しなければならない。</p> <p>(6) 上記の権利が確定した本新株予約権の行使期間は、最大でも当初の権利行使期間となる。</p> <p>(7) 全ての本新株予約権は、付与日から10年後に失効するものとする。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>管理者が別途定める場合を除き、参加者、各新株予約権を遺言又は遺産分割以外の方法で売却、譲渡、担保設定、その他の排他的権利又は抵当権を設定することはできず、各オプション又はSARは参加者が生存中にのみ行使可能できるものとする。管理者が認める範囲内で、適用される法令に従い、本プランの参加者は、随時、本プランに基づく給付の一部又は全部を受け取る前に死亡した場合に給付を受け取る受益者(偶発的又は連続的に指名することができる)を指名できる。管理者が別途決定しない限り、かかる指名はそれぞれ、同じ参加者による以前の指名をすべて取り消すものとし参加者が生前に管理者が定める形式によって会社又はその指名する者に指名を提出した場合にのみ有効となるものとする。このような指名がない場合、参加者の死亡時に未払いの給付金は、参加者の遺産となるものとする。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

<p>摘要</p>	<p>合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配(定期的な四半期毎の現金配当を除く。)又は発行済普通株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引(以下「資本構成の変動」という。)があった場合には、本プラン(及びその時点において残存している各本新株予約権)に基づき発行することができる普通株式の数および種類(現在発行済みの新株予約権に基づくものを含む。)、本プランの第5条及び第6条に規定される制限の対象となる株式の数及び種類、並びに残存している各新株予約権の条件(当該本新株予約権の対象となる普通株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件(業績基準を含む。))を含む。)は、管理者によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の普通株式を対象とする本新株予約権の形式をとることができるものとする。その他の衡平な代替又は調整は、管理者が単独の裁量で決定することができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる普通株式の端株も発行されることはないものとし、かかる調整は、それぞれの本新株予約権又はその他の新株予約権の間で統一されている必要はないものとする。本プラン第10条のいかなる規定にもかかわらず、本プラン第10条に基づくオプション又はSARの調整は、法第409A条の下でのオプション又はSARの新たな付与につながらないような方法で行われるものとする。上記の一般的な規定を制限することなく、資本構成の変動に関連して、管理者は、その単独の裁量で、ただし、いかなる場合においても法第409A条の要件に従うことを条件として、当該新株予約権の対象となる普通株式、現金又はその他の財産の公正市場価値からその行使価格の合計額(もしあれば)を減じた額と等しい公正市場価値を有する現金又はその他の財産による支払いを対価として発行済本新株予約権の取得を行うことができる。ただし、未行使の新株予約権の行使価格が、当該新株予約権の対象となる普通株式、現金若しくはその他の財産の公正市場価値と同等又はそれ以上の場合、管理者は、参加者に対価を支払うことなく当該新株予約権を取得することができるものとする。</p> <p>「管理者」とは、当社取締役会の報酬・福利厚生委員会(又はそれに準じる委員会)又は本プランの第3条に基づき本プランを管理するために取締役会が指定した当該委員会又はそのような委員会が存在しない場合は当社取締役会と定義される。</p> <p>本新株予約権が行使された場合には、本新株予約権の行使価格は、(a)現金若しくはその同等物、(b)当社により承認された現金を要しない行使手続による方法又は(c)管理者が認めるその他の方法により、全額が当社に支払われるものとする。</p> <p>被付与者は、当社及び/又は当社が随時指名する名義書換代理人若しくはその他の管理人の株主名簿上に株式の保有者として登録されるまで、本新株予約権に関する株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。本新株予約権の行使により当社の株主となった被付与者は、当該株式所有権の発生後に当社が配当決議を行った場合、各自の持株数に応じた配当を受領することができる。</p> <p>本新株予約権の行使により被付与者が取得する株式は、通常、振替制度によりその証券口座に預け入れられる。</p>
-----------	--

(注1) 当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

(3)【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし

2【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
15,260,663.20米ドル (2,367,691,895.48円) (注1)	該当事項なし	15,260,663.20米ドル (2,367,691,895.48円)

(注1) 新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

(2)【手取金の使途】

本新株予約権の募集は、当社並びにその子会社及び関連会社の成功と成長に責任のある従業員に対して長期的なインセンティブを付与すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することを目的としており、資金調達を目的としていない。

また、本新株予約権の行使の決定及び時期は被付与者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を当社の資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

第2【売出要項】

該当事項なし

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

## 第4【その他】

### 1【法律意見】

当社の秘書役であるマーク・ラーキンスから以下の趣旨の法律意見書が提出されている。

- (a) 当社は、アメリカ合衆国ニュージャージー州の法令に基づき設立され、会社として有効に存続している。
- (b) 当社は、本書記載の、普通株式取得のためのストック・オプションの付与を行うために必要な全ての手続きを行っており、当社は、本書記載のストック・オプションの付与を正当かつ有効に行い得る。
- (c) 当社又は当社の代理人による有価証券届出書及びその訂正届出書の関東財務局長に対する提出は、当社により適法に授権されたものである。

### 2【その他の記載事項】

以下に記載する情報は、ジョンソン・エンド・ジョンソン2022年長期インセンティブ・プラン規則の訳文である。

ジョンソン・エンド・ジョンソン  
2022年長期インセンティブ・プラン

#### 1 目的

本プランの目的は、ジョンソン・エンド・ジョンソン（以下「当社」という。）並びにその子会社及び関連会社の成功と成長に責任のある従業員及び非従業員取締役に対して長期インセンティブを提供すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することである。

#### 2 定義

本プランにおいて、

「法」とは、1934年証券取引所法（その後の改正を含む。）又はそれを継承するものを意味する。

「管理者」とは、本プラン規則第3条に基づく本プランの管理者を意味する。

「報奨」とは、オプション、株式評価益権、制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット、業績連動株式ユニット、その他の株式に基づく報奨又は現金報奨の付与を意味する。

「報奨契約」とは、報奨の条件を定める書面若しくは電子的方法による契約又はその他の証書で、管理者がその時々において承認するものを意味する。報奨契約は、参加者及び当社（又は当社の権限ある代表者）の両者によって締結される契約、又は管理者が承認する証明書、通知若しくはその他の証書の形式によることができるものとする。

「取締役会」とは、当社取締役会を意味する。

「現金報奨」とは、本プラン規則第7条(e)に記載される現金のみで支払可能な報奨を意味する。

「資本変更」とは、本プラン規則第10条に規定される意味を有する。

「支配権の変更」とは、資本変更を構成する企業取引の成立を意味するが、内国歳入法第409条Aに基づく繰延報酬を構成する各報奨のため、かつ、内国歳入法第409条Aに基づく早期課税及び/又は追徴税を避けるために必要な範囲において、支配権の変更は、当社の所有権若しくは実質的支配権の変更又は当社の資産の重要な部分の所有権の変更についても内国歳入法第409条Aに基づき発生したとみなされる場合にのみ、本プランに基づき当該報奨に関し発生したとみなされるものとする。

「内国歳入法」とは、1986年内国歳入法（その後随時行われる改正を含む。）並びに同法に基づく決定及び規則を意味する。

「委員会」とは、取締役会の報酬委員会（若しくはそれを継承する委員会）又は本プラン規則第3条に従い本プランを管理するよう取締役会によって指定されたその他の委員会を意味する。

「普通株式」とは、1株当たり額面金額1.00米ドルの当社普通株式を意味する。

「当社」とは、ニュージャージー州法に基づく会社であるジョンソン・エンド・ジョンソン又は実質上その全ての事業を継承する者を意味する。

「就業障害」とは、別途管理者が決定するか又は報奨契約に定める場合を除き、当社の人事及び/又は人材方針に基づく「就業障害」となったことによる当社又はその子会社若しくは関連会社での雇用の終了を意味する。

「配当相当額」とは、ある配当基準日に関して取締役会が宣言する普通株式1株に対する配当の金額と同等の金額(配当基準日現在のもの)を意味する。

「参加資格者」とは、当社又はその米国内の子会社の従業員である取締役、非従業員取締役、当社及びその米国内の子会社の従業員(当社の執行役員及び役員を含む。)、当社及びその子会社の米国外の子会社及び合弁事業の従業員、並びにかかる合弁事業に従事する合弁事業パートナーの従業員を意味する。

ある日における「公正市場価格」とは、管理者が別途決定する場合を除き、(i)オプション又は株式評価益権が付与される日における普通株式の公正市場価格を決定する目的において、普通株式が取引される主要な証券取引所におけるその日の普通株式の最終売値を意味し、かかる日に普通株式の売買がなかった場合には、当該証券取引所において普通株式の売買が行われた直前日における普通株式の最終売値を意味し、かつ、(ii)本プランに基づく全てのその他の目的において、普通株式が取引される主要な証券取引所における普通株式の売買が行われた直前日における当該証券取引所における普通株式の最終売値を意味する。ある特定の日において普通株式が証券取引所に上場されていなかった場合には、公正市場価格は、合理的な算定方法を使用して(及び必要な又は望ましい範囲で内国歳入法第409条Aに一致する方法で)取締役会が誠実に決定するものとし、かかる決定は最終的なものであり、全ての利害関係者を拘束するものとする。

「事業年度」とは、当社の事業年度を意味する。

「全額報奨」とは、オプション又は株式評価益権ではない持株に基づく報奨を意味する。

「インセンティブ・ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条にて意味するところの「インセンティブ・ストック・オプション」として適格となるよう意図されたオプションを意味する。

「非従業員取締役」とは、ある特定の日において当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員ではない取締役会の構成員を意味する。

「非適格ストック・オプション」とは、内国歳入法第422条にて意味するところの「インセンティブ・ストック・オプション」として適格となるよう意図されていないオプションを意味する。

「オプション」とは、本プランに基づき付与された権利で、特定の期間に特定の価格(1株当たりの価格)で普通株式を購入することができる権利を意味する。

「オプション行使価格」とは、オプションの対象となる普通株式の1株当たりの購入価格を意味する。

「その他の株式に基づく報奨」とは、本プラン規則第7条(d)に記載される、一部又は全部について普通株式を参照することによるか又は普通株式に基づき算出された報奨を意味する。

「参加者」とは、本プランに基づき報奨を受けた参加資格者を意味する。

「実績基準」とは、本プラン規則第8条により規定される基準を意味する。

「業績評価期間」とは、業績目標達成の評価対象となる、管理者が設定する期間を意味する。

「業績連動株式」とは、本プラン規則第7条(c)(iii)に記載される普通株式による報奨を意味する。

「業績連動株式ユニット」とは、特定の数の普通株式の価値に基づく金額で、管理者が決定する通り、現金、普通株式又はそれらの組み合わせにより支払われる報奨(本プラン規則第7条(c)(v)に記載される。)を意味する。

「本プラン」とは、本プラン規則に規定し随時修正及び/又は改定されるジョンソン・エンド・ジョンソン2022年長期インセンティブ・プランを意味する。

「制限付株式」とは、本プラン規則第7条(c)(ii)に記載される普通株式による報奨を意味する。

「制限付株式ユニット」とは、特定の数の普通株式の価値に基づく金額で、管理者が決定する通り、現金、普通株式又はその組み合わせにより支払われる報奨(本プラン規則第7条(c)(iv)に記載される。)を意味する。

「制限期間」とは、管理者が設定した譲渡制限が有効である期間を意味する。かかる制限(もしあれば)は、報奨の条件に従い失効するまで、あるいは、管理者が別途決定する時まで有効であるものとする。

「株式評価益権」とは、(a)株式評価益権が行使される日における普通株式1株の公正市場価格が(b)かかる株式評価益権の付与時にかかる株式評価益権に関して設定された普通株式1株当たりの行使価格(以下「行使価格」という。)を上回る額(もしあれば)に株式評価益権の行使の目的となる普通株式数を乗じた額に等しい金額の支払を受ける権利による報奨(本プラン規則第7条(b)に記載される。)を意味する。

「代替報奨」とは、当社が買収した会社又は当社若しくはその子会社若しくは関連会社と結合した会社が以前に付与した報奨又はかかる会社が将来報奨を行う権利若しくは義務の承継又は代わりとして、当社が付与する報奨又は発行する普通株式を意味する。

### 3 本プランの管理

#### (a) 本プランの管理者

本プランは、管理者（委員会がこれを務めるものとする。）が管理するものとし、委員会が存在しない場合は、取締役会が管理するものとする。当該権限の付与又は行使によって、いずれかの報奨又は取引が法第16条の短期売買差益の返還規定の適用対象となる（又はかかる規定に基づく適用除外に該当しなくなる）場合を除き、取締役会も管理者のあらゆる権限を行使することができるものとする。取締役会がなした許容される行為と管理者がなした行為が矛盾する場合は、取締役会の行為が優先されるものとする。

#### (b) 管理者の権限

本プランの明示的な規定に従うことを条件として、管理者は、本プランの管理に関連して必要又は適切であると判断する全ての事を行う権限（以下の権限を含むが、これらに限られない。）を有するものとする。

- ・本プランに基づき報奨を付与される者を選択する権限
- ・報奨が付与される時期及び報奨の付与前に満たすべき条件を決定する権限
- ・参加者に報奨を付与し、報奨の条件（報奨に関する時期、種類、規模、適用される行使又は買取価格（もしあれば）、報奨が行使可能となる若しくは権利確定するか又は権利を喪失若しくは失効する状況（時間の経過、継続雇用、業績基準の充足、一定の事由の発生又はその他の要因を条件とすることができるが、条件としなくてもよい。）及びその他の報奨の条件を含む。）を決定する権限
- ・業績目標、又は報奨の付与、発行、行使可能性、権利確定及び/若しくは報奨の維持に係るその他の条件の充足の程度を設定し検証する権限
- ・報奨契約により報奨を証すべきか否か決定する権限。報奨契約により証する場合には、かかる報奨契約の条項（本プランと一致するものとする。）を規定及び修正し、報奨契約の当事者となるべき者を決定する権限
- ・本プランに基づき参加者が当社に対して交付しなければならない書類又は通知の条件又は様式を決定する権限
- ・報奨の全部又は一部の支払を繰り延べるか否か、かかる支払を繰り延べる時期及びかかる支払を繰り延べる条件を決定する権限
- ・報奨の支払又は行使に関する指針及び/又は手続きを決定する権限
- ・本プランに関連する規則の規定、修正及び廃止、並びに本プランに別段の定めのない用語の定義を行う権限
- ・本プラン規則第10条に基づく調整が求められる範囲を決定する権限

- ・本プラン、本プランに基づく規則及び本プランに基づき付与された報奨の条件を解釈し、特別な状況を勘案して、適用ある法律の遵守のため及び当社の利益のために必要であると管理者が誠実に判断する場合にこれらの規定の例外を設ける権限
- ・報奨のドキュメンテーション又は管理における是正を承認する権限
- ・本プランの管理に関して必要又は望ましいとみなされるその他全ての決定を行う権限

(c) 管理者による決定

本プラン、本プランに基づく規則及び本プランに基づき付与された報奨の条件又は運営に関して管理者が行う全ての決定、判断、解釈及び行為は、最終的なものであり、全ての関係当事者(当社、その株主、全ての参加資格者、受益者、相続人、譲受人又は本プラン若しくは報奨に基づく権利を保有若しくは主張するその他の者を含む。)を拘束するものとする。管理者は、その単独かつ完全なる裁量により、かかる決定、判断及び解釈を行うに当たって関連すると考える要素(当社の役員又はその他の従業員並びに管理者が選定した弁護士、コンサルタント及び会計士の勧告又は助言を含むが、これらに限られない。)を考慮するものとする。

(d) 権限の委任

法律により禁止されない範囲において、管理者は、本プランに基づく権限を1若しくは複数の管理者の構成員又はその他の者(以下それぞれ「受任者」という。)に委任することができるものとする。但し、法第16条に服する参加資格者に対する報奨に関しては、かかる委任は行えないものとする。本第3条(d)に従い管理者がその権限を委任する受任者は、自身に報奨を付与するためにかかる権限を用いることは許可されていないものとする。

(e) 書類の作成及び補佐の提供

管理者は、管理者を代理して書類を作成し又はその他本プランの管理及び運営において管理者を補佐する当社又はその子会社若しくは関連会社の従業員を指名することができるものとする。

(f) 統一性の不要

報奨に適用される条件(報奨契約を含むが、これに限られない。)は、全ての報奨の間、同種類の全ての報奨の間、同一の参加者に付与された全ての報奨の間又は同時に付与された全ての報奨の間で統一されている必要はないものとする。

#### 4 参加資格

本プランの条件に従い、管理者は随時、全ての参加資格者の中から本プラン規則第7条に基づき報奨を付与されるべき者を選定することができるものとする。インセンティブ・ストック・オプションとして適格となるよう意図しているオプションは、管理者が選定した当社又は内国歳入法にて意味するところの子会社の従業員に対してのみ付与することができるものとする。

## 5 本プランの対象となる普通株式

### (a) 総額の上限

本プランに基づき発行することができる普通株式の総数は、150,000,000株を超えないものとし、うち普通株式110,000,000株を上限として、オプション又は株式評価益権に基づき発行することができ、かつ、うち普通株式40,000,000株を上限として、全額報奨に基づき発行することができる。オプション、株式評価益権又は全額報奨に基づき発行された前文に規定される数の普通株式は、本プランに基づき発行することができる株式の数に関して1対1の割合で勘定されるものとする。上記にかかわらず、普通株式は、全額報奨に基づき40,000,000株以上発行することができるが、全額報酬に基づき40,000,000株以上発行された普通株式の各株式は、本プランに基づき発行可能な株式数に関して当該全額報奨の対象となる普通株式1株につき5株の普通株式として勘定されるものとする。本プランに基づく付与に利用可能な普通株式の総数、オプション、株式評価益権又は全額報奨に基づき発行することができる株式数及び本プラン規則第10条に記載されるいずれかの事由の発生時点において残存している報奨の対象となる普通株式の数は、本プラン規則第10条に規定される通り、調整がなされるものとする。

### (b) 株式の発行

- (i) 本プラン規則第5条(a)において、いずれかの時点において本プランに基づき発行された普通株式の総数は、報奨の行使又は清算により実際に発行された普通株式の数と等しいものとし、報奨の対象となる普通株式で、消却され、失効し、権利喪失し、又はその他報奨に基づいて発行されていないもの、及び報奨の対象となる普通株式で現金により清算されているものは、本プランに基づき発行された普通株式として勘定されないものとする。
- (ii) オプション若しくは株式評価益権以外の報奨の対象であった普通株式で、報奨に関連する源泉徴収税を支払うために当社が留保しているものは、発行可能な普通株式の総数に戻し入れられないものとする。
- (iii)(a)株式にて清算される株式評価益権の対象であるが、当該株式評価益権のネット清算又はネット行使により発行されなかった普通株式、(b)オプションの行使価格の支払のため当社に交付されるか、当社が留保する普通株式、(c)オプション若しくは株式評価益権に関連する源泉徴収税の支払のため当社に交付されるか、当社が留保する普通株式、又は(d)オプションの行使による現金での手取金をもって公開市場において買い戻された普通株式は、発行可能な普通株式の総数に戻し入れられないものとする。本第5条に従い付与に再び利用することができるようになった普通株式は、本プラン規則第5条(a)に従い本プランに基づき発行可能な株式数について当該報奨に関し勘定される普通株式数として戻し入れられるものとする。

(c) 発行される株式

本プランに基づき当社が発行する普通株式の調達源は管理者が決定するものとし、その全部又は一部は、未発行授權株式、自己株式又は公開市場において取得した株式で構成することができるものとする。

(d) 代替報奨

代替報奨の付与は、各事業年度において本プランに基づき発行することができる普通株式又は参加資格者に対して付与することができる普通株式を減少させないものとする。

6 報奨の上限

(a) 権利確定の最低要件

本プランに基づき付与されるオプション、株式評価益権、制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット、業績連動株式ユニット又はその他の株式に基づく報奨（本プラン規則第5条(a)に従い本プランに基づく発行のために留保される普通株式の最大5%にあたる当該報奨を除き、本プラン規則第10条に基づく調整に従うものとする。）は、最低12ヶ月間の最低権利確定期間のもと付与されるものとし、いずれの当該報奨も、該当する付与日の1年後の日付に先立ち権利確定されるものではない。上記にかかわらず、管理者は、(i)参加者の死亡、就業障害、退職、休職若しくは雇用の終了又は売却に伴う強制的な人員削減若しくは子会社若しくは部門の売却若しくは処分その他の同様の事由により、各場合において管理者が決定する通り、(ii)本プラン規則第11条に規定される通り、又は(iii)代替報奨の付与日後12ヶ月以内に権利確定される予定の報奨に代わる代替報奨の付与に関連し、該当する付与日の1年後の日付に先立ち報奨の権利確定を促進することができる。

(b) 取締役の報酬の上限

非従業員取締役であるいずれの参加資格者も、一期の事業年度中に報奨を付与されるものとするが、当該報奨は、当該事業年度に関する当該非従業員取締役の現金報酬費用と合計した際に合計800,000米ドルを超えない（当社の財務報告の目的における当該報奨の付与日の公正価値に基づき当該報奨の価値の算出を行う。）。管理者は、かかる上限について、管理者がその単独の裁量により決定する特別な状況（非従業員取締役が取締役会の非業務執行会長若しくは筆頭独立取締役として又は取締役会の特別訴訟・取引委員会の委員を兼任する場合等）において個人の非従業員取締役につき1,000,000米ドルまで引き上げる例外を設けることができるが、かかる追加報酬を受領する非従業員取締役が、当該非従業員取締役に関するかかる報酬を付与する決定に参加できないことを条件とする。

(c) インセンティブ・ストック・オプションの上限

インセンティブ・ストック・オプションの行使により発行することができる株式の総数は、110,000,000株を上回らないものとし、かかる数は、内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして適格となるよう意図されたオプションの適格性に影響を及ぼさない範囲内においてのみ、本プラン規則第10条に従い計算及び調整されるものとする。

7 参加資格者に対する報奨

(a) オプション

(i) 付与

本プランの条件に従い、オプションは参加資格者に付与することができるものとする。オプションは、管理者が決定する通り、インセンティブ・ストック・オプション又は非適格ストック・オプションから成るものとする。オプションは、単独で又は株式評価益権と連動して付与することができるものとする。株式評価益権と連動して付与されたオプションに関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション（場合による。）が消却されるものとする。

(ii) オプション行使価格

オプション行使価格は、代替報奨として付与されたオプションである場合を除き、オプションの付与日における普通株式1株の公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各オプションの有効期間は、管理者がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から10年を超えないものとする。

(iv) インセンティブ・ストック・オプションに係る制限

インセンティブ・ストック・オプションは、付与日において当社(又は当社の子会社(内国歳入法第424条にて意味するところのもの)、若しくは当社若しくはその子会社の合併事業若しくは合併事業パートナー)の従業員である参加資格者に対してのみ付与することができるものとする。ある暦年にいずれかの参加者が当社(又は当社の親会社若しくは子会社(内国歳入法第424条にて意味するところのもの))の全てのプランに基づき初めて行使することができるインセンティブ・ストック・オプションの目的となる普通株式の公正市場価格(インセンティブ・ストック・オプションの付与日に決定される。)の総額は、100,000米ドル又は内国歳入法及び/若しくは適用ある規則により後に規定されるその他の金額を超えないものとする。但し、かかる上限を超えた場合には、超過分の普通株式に係るオプションは非適格ストック・オプションとみなされるものとする。インセンティブ・ストック・オプションは、管理者が望ましいとみなす条件を含むものとする。但し、いかなる場合においても、内国歳入法第422条に基づくインセンティブ・ストック・オプションとして適格となるために必要な全ての条件に一致し、かつ、かかる条件を含むか又は含んでいるとみなされるものとする。全てのインセンティブ・ストック・オプションは、本プランが当社の株主により承認された直近の日から10年以内に付与されなければならないものとする。当社又は(内国歳入法第424条の意味における)子会社の全ての種類の株式の議決権の10%以上に値する当社株式を所有する参加資格者に対しインセンティブ・ストック・オプションが付与される場合、各インセンティブ・ストック・オプションの期間は、当該インセンティブ・ストック・オプションの付与日から5年を超えないものとし、オプション行使価格は、付与日における各インセンティブ・ストック・オプションの対象となる普通株式の公正市場価格の110%以上とする。

(v) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与されたオプションのうち残存しているもののオプション行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、公正市場価格を超える行使価格のオプションのうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、現金、オプション行使価格のより低い新たなオプションの付与又は他の報奨の付与を対価として当社に返還することはできないものとする。

(vi) 支払

オプションが行使された場合には、オプション行使価格は、(a)現金若しくはその同等物、(b)行使の時点においてオプション行使価格の合計と同等の公正市場価格総額を有する普通株式(オプションに基づき発行可能な株式の売却による金額を支払うという仲介業者による取消不能の約束、従来から保有していた株式の引渡及び行使により交付可能な株式からの差し引きを含む。)、(c)(a)と(b)の組み合わせ、又は(d)管理者が認めるその他の方法により、全額が当社に支払われるものとする。

(vii) 雇用の終了

参加者の雇用が終了した場合、当該参加者がその時に保有しているオプションを行使する権利の取扱いについては、報奨契約において規定される通り又は管理者によって別途決定される通りとする。

(b) 株式評価益権

(i) 付与

本プランの条件に従い、株式評価益権は参加資格者に付与することができるものとする。株式評価益権は、単独で又はオプションと連動して付与することができるものとする。オプションと連動して付与された株式評価益権に関しては、かかるオプション又は株式評価益権のいずれかの行使と同時に、同数の連動する株式評価益権又はオプション（場合による。）が消却されるものとする。

(ii) 行使価格

本プランに基づき付与された株式評価益権の対象となる普通株式1株当たりの行使価格は、代替報奨として付与された株式評価益権である場合を除き、株式評価益権の付与日における普通株式の公正市場価格と同額又はそれ以上であるものとする。

(iii) 有効期間

各株式評価益権の有効期間は、管理者がその単独の裁量により決定するものとする。但し、いかなる場合においても、付与日から10年を超えないものとする。

(iv) 価格改定の禁止

本プラン規則第10条に従い行われる調整の場合を除き、本プランに基づき付与された株式評価益権のうち残存しているものの行使価格は、付与日後に減額することはできないものとし、かつ、公正市場価格を超える行使価格の株式評価益権のうち残存しているものは、当社の株主による承認なしに、現金、行使価格のより低い新たな株式評価益権の付与又は他の報奨の付与を対価として当社に返還することはできないものとする。

(v) 株式評価益権の清算

株式評価益権は、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせで清算することができるものとする。

(vi) 雇用の終了

参加者の雇用が終了した場合、当該参加者がその時に保有している株式評価益権を行使する権利については、報奨契約において規定される通り又は管理者によって別途決定される通りとする。

(c) 制限付株式／制限付株式ユニット及び業績連動株式／業績連動株式ユニット

(i) 付与

本プランの条件に従い、制限付株式、業績連動株式、制限付株式ユニット及び／又は業績連動株式ユニットは参加資格者に付与することができるものとする。

(ii) 制限付株式

制限付株式は、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件を付すことができる普通株式による報奨である。

(iii) 業績連動株式

業績連動株式は、管理者が決定する通り業績評価期間における1つ以上の業績目標の達成をその付与、権利確定、獲得及び／又は清算の条件とし、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件に服する普通株式による報奨である。

(iv) 制限付株式ユニット

制限付株式ユニットは、管理者が設定することができる条件に従い普通株式1株の公正市場価格に基づく金額を受領する権利による報奨である。その条件に従い支払期限が到来している制限付株式ユニットは、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせにより清算されるものとする。制限付株式ユニットを保有する者は、かかる制限付株式ユニットに関する支払が普通株式により実際に行われるまで、かかる制限付株式ユニットが関連する普通株式に対する所有権を有さないものとする。

(v) 業績連動株式ユニット

業績連動株式ユニットは、管理者が決定する通り業績評価期間における1つ以上の業績目標の達成をその付与、権利確定、獲得及び／又は清算の条件とし、管理者が設定することができる譲渡制限及びその他の条件に服する、普通株式1株の公正市場価格に基づく金額を受領する権利による報奨である。その条件に従い支払期限が到来している業績連動株式ユニットは、管理者が決定する通り、現金、普通株式又は現金と株式の組み合わせにより清算されるものとする。業績連動株式ユニットを保有する者は、かかる業績連動株式ユニットに関する支払が普通株式により実際に行われるまで、かかる業績連動株式ユニットが関連する普通株式に対する所有権を有さないものとする。

(vi) 譲渡制限

制限付株式及び業績連動株式は、制限期間中に、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。制限付株式及び業績連動株式に課された制限を実施するために、管理者は、管理者が必要又は望ましいとみなす(a)「譲渡停止」指図を発行せしめ及び/又は(b)説明文を当該報奨を証する株券（もしあれば）に記載せしめることができるものとする。制限付株式ユニット及び業績連動株式ユニットは、いかなる時においても、売却、移転、譲渡若しくはその他の方法で処分することはできないものとし、又は、担保、質権若しくはその他抵当権を設定することはできないものとする。

(vii) 配当受領権

別途管理者が決定し報奨契約に規定される場合を除き、制限期間中に、(a)制限付株式ユニット、業績連動株式ユニット、業績連動株式又はその他の株式に基づく報奨を保有する参加者は、基礎となる普通株式に関する配当相当額を受領する権利を有さないものとし、(b)以下に規定する条件に従い、制限付株式を保有する参加者は、現金若しくはその他の財産による配当を受領する権利又はかかる株式に関する分配受領権を有するものとする。配当又は分配（配当相当額を含む。）を受領する権利が報奨契約に規定される限りにおいて、管理者は、かかる配当若しくは分配が、(i)分配がなされた報奨と同様の権利確定条件及び譲渡制限に服する同様の種類の追加報奨に自動的に再投資されるか否か又は(ii)該当する場合、分配がなされた該当する報奨が権利確定され、かつ/又は支払われると同時に（かつその限りにおいて）現金で生じ支払われるか否かを決定するが、当該配当又は分配（配当相当額を含む。）について、いかなる種類の権利未確定の報奨において現在支払われることはできない。

(viii) 議決権

制限期間中に、制限付株式又は業績連動株式を保有する参加者は、かかる株式の登録保有者として議決権を行使する権利を有するものとし、制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットを保有する参加者は、基礎となる普通株式に関する議決権を有さないものとする。

(ix) 株式に関する所有権の証拠

本プランに基づき発行された各制限付株式及び業績連動株式は、当社又はその指名する者の帳簿及び記録に該当する参加者の名義で登録された当該報奨に関する持分（又は、当該報奨に関して物理的な株券が発行される場合には、1若しくは複数の株券）（場合による。）により証されるものとする。但し、この場合、本プラン規則第7条(c)(vi)により課された譲渡制限に服するものとする。当該報奨に適用される制限に従い制限付株式又は業績連動株式が権利喪失した場合には、かかる持分又は株券（場合による。）は失効するものとする。制限付株式及び業績連動株式に適用される制限期間の終わりに、当社は、参加者がその時点で権利を有する普通株式に関して、適用ある譲渡制限を解除せしめるものとする。制限付株式ユニット又は業績連動株式ユニットに関しては、当該報奨が普通株式により支払われるまで、いかなる所有権も記録されず、物理的な株券も発行されないものとする。

(d) その他の株式に基づく報奨

本プランの条件に従い、普通株式（完全に権利確定された普通株式を含む。）を参照することによるか又は別途かかる普通株式に基づき一部又は全部について算出された報奨のその他の形式は、参加資格者に対し単独で又は本プランに基づくその他の報奨に追加して付与されることができる。管理者は、当該その他の株式に基づく報奨を付与する個人及び時期、当該その他の株式に基づく報奨に基づき付与される普通株式数並びに当該その他の株式に基づく報奨が支払われる方法を決定するものとする。

(e) 現金報奨

本プランの条件に従い、現金のみで支払可能な報奨は、参加資格者に付与されることができ、現金報奨は、管理者が決定する条件、制限及び上限に従うものとする。現金報奨は、業績基準又は財務実績及び/若しくは個人実績の評価に係るその他の基準の達成に基づく価値及び支払負担とともに付与されることができる。

(f) 報奨の一般条件

管理者は、本プランに基づき付与された報奨に、望ましいとみなす条件及び/又は制限を課すものとする。かかる条件及び/又は制限には、参加者がかかる報奨のそれぞれについて規定の購入価格を支払うという要件、権利喪失条件、譲渡制限、特定の業績目標の達成に基づく制限（本プラン規則第8条又はその他に記載される。）、権利確定に関する時間ベースの制限、及び/又は適用ある連邦証券法若しくは州証券法上の制限が含まれる。本プラン規則の別段の記載にかかわらず、管理者は、本プランに基づき随時（参加者の死亡若しくは就業障害又はその他の雇用終了の場合を含むが、これらに限られない。）付与される報奨の全ての条件の充足及び/又は失効について定めることができる。

## 8 業績基準

### (a) 総則

本プランの条件に従い、管理者は、業績基準及びかかる基準に対する達成水準（これにより、報奨に基づいて若しくは報奨の清算において付与、保有、権利確定若しくは発行がなされるか、発行可能な普通株式の数又は報奨に基づき支払うべき金額が決定される。）を設定することができるものとする。かかる基準は、業績基準又は財務若しくは非財務の実績及び／若しくは個人実績の評価に係るその他の基準を基にすることができるものとする。管理者は、業績基準又は財務実績及び／若しくは個人実績の評価に係るその他の基準について管理者がその単独の裁量により決定した公正な調整を行う権限を有するものとする。

### (b) 業績基準

「業績基準」とは、個々に、代替的に、又はいずれかの組み合わせで、個々の参加者に関連する目標又は当社全体の目標若しくは当社の子会社、事業部門、部署、地域、機能若しくは事業体に関連する目標に関して示され、また、いずれの場合にも管理者によってその単独の裁量により指定される通り、絶対的基準で又は事前に設定された目標、前年の業績若しくは指定された比較対象群に対して相対的に、年1回又は数年にわたって累積的に評価される、1つ以上の業績基準又はかかる業績基準の派生物（以下の非独占的基準のうち1つ以上を含むが、これらに限られない。）を意味する。

- (i) キャッシュ・フロー（配当前又は後）
- (ii) 利益（税引前又は後で、金利・税金・減価償却前利益を含む。）
- (iii) 1株当たり利益
- (iv) 1株当たり帳簿価額
- (v) 株価
- (vi) 株主資本利益率
- (vii) 株主還元総額
- (viii) 製品品質評価
- (ix) 資本構成の改善
- (x) 運転資金
- (xi) 資本利益率（総資本利益率又は投下資本利益率を含む。）
- (xii) 資産利益率又は純資産利益率
- (xiii) 投資利益率
- (xiv) 売上利益率
- (xv) 時価総額
- (xvi) 経済付加価値
- (xvii) 売上成長
- (xviii) 生産性向上
- (xix) 負債レバレッジ（資本金に対する負債の比率）

- (xx) 売上高
- (xxi) 収入又は純収入
- (xxii) 営業収入
- (xxiii) 総利益、営業利益又は営業純利益
- (xxiv) 営業利益率又は利益率の維持又は改善
- (xxv) 営業収益利益率
- (xxvi) 営業活動によるキャッシュ・フロー
- (xxvii) 営業比率
- (xxviii) 営業収益
- (xxix) 市場シェア
- (xxx) 製品開発又は製品発売のスケジュール
- (xxxii) 新製品イノベーション
- (xxxiii) 経済的利益
- (xxxiv) 特定可能な事業ユニット又は製品の収益性
- (xxxv) 先進技術による製品原価削減
- (xxxvi) ブランド認知 / 受容
- (xxxvii) 製品出荷目標
- (xxxviii) 経費削減（費用管理を含む。）
- (xxxix) 顧客サービス
- (xl) 顧客満足
- (xli) 資産又は子会社の売却

## 9 支払の繰延及びオプション又は株式評価益権による利益の繰延の禁止

本プランの条件に従い、管理者は、参加者に対する報奨の全部又は一部（現金、普通株式又はそれらの組み合わせのいずれかで支払われるかを問わない。）を繰り延べることを決定することができ、又は、その単独の裁量により参加者が行った繰延の選択を承認することができるものとする。繰延は、管理者がその単独の裁量により決定することができる期間及び条件でなされるものとする。上記にかかわらず、オプション又は株式評価益権による利益の繰延は、本プランにおいて許可されないものとし、また、いずれかの報奨に関する普通株式の交付又はその他の支払の繰延は、管理者が、その単独の裁量により、かかる繰延によって内国歳入法第409条A(a)(1)(B)に基づく加算税の賦課につながると判断するときには、いかなる場合においても認められないものとする。いずれの報奨も、内国歳入法第409条Aを遵守しない報酬の繰延を認めないものとする。但し、当該報奨は内国歳入法第409条Aを遵守するよう意図されていないと管理者が付与時に明示的に定める場合はこの限りではない。当社は、内国歳入法第409条Aの適用を免除されること又は内国歳入法第409条Aに遵守していることを意図された報奨がそのように免除又は遵守がなされなかった場合にも、また管理者によるいかなる行為についても、参加者又はその他の当事者に対していかなる責任も負わないものとする。

## 10 資本変更、希薄化及びその他の調整

合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配（定期的な四半期毎の現金配当を除く。）又はその他発行済普通株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引（以下「資本変更」という。）の場合には、本プラン（及びその時点において残存している各報奨）に基づき発行することができる普通株式の数及び種類、本プラン規則第5条及び第6条に規定される制限の対象となる普通株式の数及び種類、並びに残存している各報奨の条件（当該報奨の対象となる普通株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件（業績基準を含む。）を含む。）は、管理者によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の普通株式を対象とする報奨の形をとることができるものとする。かかるその他の公正な代替又は調整は、管理者がその単独の裁量により決定し行われるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる普通株式の端株も発行されないものとし、かかる調整は、それぞれの報奨又は種類の異なる報奨の間で統一されている必要はないものとする。本プラン規則第10条の反対趣旨の規定にかかわらず、本プラン規則第10条に基づくオプション又は株式評価益権に対する調整は、内国歳入法第409条Aの下でのオプション又は株式評価益権の新たな付与につながらないような方法でなされるものとする。上記の一般性を損なうことなく、資本変更に関連し、管理者は、その単独の裁量により、しかし全ての場合において内国歳入法第409条Aの要件に従い、普通株式の公正市場価格相当の公正市場価格の総額を有する現金若しくはその他の財産又は残存している報奨により賄われる現金若しくはその他の財産から当該報奨の行使価格の合計（もしあれば）を差し引いた額による支払に代わる当該報奨の消却を規定することができる。但し、残存している報奨の行使価格が普通株式の公正市場価格又は当該報奨により賄われる現金若しくはその他の財産以上である場合は、管理者は、参加者に対し対価を支払うことなく当該報奨を消却することができる。

## 11 支配権の変更の取扱い

支配権の変更が発生しそれに関連し報奨が引き受けられるか又は代替された場合、(i)行使権を有する報奨のうち権利未確定又は未行使の部分は、完全に権利確定し行使可能となるものとし、かつ、(ii)当該報奨に適用される制限、繰延の上限、支払条件及び権利喪失条件は失効するものとし、当該報奨は完全に権利確定したものとみなされるものとし、当該報奨に関し課される業績条件は支配権の変更の日付で目標又は実際の業績水準のうち高い方において達成されたものとみなされる。支配権の変更が発生しそれに関連し報奨が引き受けられるか又は代替された場合、当該報奨は、残存した状態に維持されるものとし、その条件に従い、本プラン規則第10条に従った調整に基づき、当該支配権の変更後に権利確定を継続するものとする。支配権の変更後、支配権の変更直前に報奨に適用される同様の条件下で報奨が維持される場合、本第11条の目的において、報奨は、引き受けられるか又は代替されたものとみなされるものとする。但し、普通株式に関連する報奨により、獲得事業体（又は本プラン規則第3条に基づき管理者がその単独の裁量により決定するその他の有価証券若しくは事業体）の普通株式を受領する権利を代わりに授与されることができるところを除く。

## 12 報酬回収方針

本プランの条件に従い、管理者は、各参加者及び/又は各報奨（報奨の対象となる普通株式を含む。）は、当社がその時々において維持するか又は適用ある法律により別途要求される回復、回収、補填、及び/又はその他の権利喪失に係る方針（当社の報酬回収方針（その後随時行われる変更を含む。）及びそれを継承するものを含むが、これらに限られない。）に服すると定めることができるものとする。

### 13 報奨の対象となる有価証券に対する条件及び制限

管理者は、オプション若しくは株式評価益権の行使により発行されたか、又はその他いずれかの報奨の対象となる若しくはいずれかの報奨に基づき発行された普通株式は、当該オプション若しくは株式評価益権の行使又は当該報奨の付与、権利確定若しくは清算より前に管理者がその裁量により指定する追加の合意、制限、条件又は制約(権利確定又は譲渡可能性に関する条件、権利喪失又は買戻しの規定及び当該報奨の行使、権利確定又は清算により発行された普通株式に係る支払の方法(参加者が既に保有している普通株式の現実の引渡又は擬制的引渡を含む。))又は報奨に関連して発生する税金の支払を含むが、これらに限られない。)に服すると定めることができるものとする。上記を制限することなく、かかる制限は、報奨に基づき発行された株式の参加者による転売又はその他参加者によるその後の譲渡の時期及び方法に対応できるものとし、(i)インサイダー取引に関する方針又は適用法に基づく制限、(ii)参加者及び当社のその他の株式報酬取決めの保有者による売却の時期を遅らせ、及び/又はかかる売却の方法を調整することを目的とした制限、(iii)当該転売又はその他の譲渡のための特定の仲介業者の使用に関する制限、並びに(iv)源泉徴収又はその他の義務を満たすために、普通株式を公開市場において売却するか、又は当社に対して売却することを求める規定を含むが、これらに限られない。

### 14 法令遵守

本プラン、本プランに基づく報奨の付与、発行、権利確定、行使及び清算、並びに当該報奨に基づき普通株式を売却、発行又は交付する当社の義務は、全ての適用ある外国、連邦、州及び地方の法律、規則及び規制、並びに証券取引所の規則及び規制に服するものとし、必要な政府又は規制機関の承認を得ることを条件とする。当社は、管理者が必要又は望ましいと判断する外国、連邦、州若しくは地方の法律又は政府機関の通達若しくは規制に基づく普通株式の登録又は資格認定の完了より前に、当該普通株式を参加者の名義で登録する又は当該普通株式を交付する義務を負わないものとする。管轄権を有する規制機関からの許可(当社のカウンセルが本プランに基づく普通株式の適法な発行及び売却にとって必要であるとみなすもの)につき、当社がそれを取得できない場合又はその取得が実行不可能であると管理者がみなす場合、当社並びにその子会社及び関連会社は、かかる必要な権限を取得していない普通株式の発行又は売却ができなかったことに関する責任を免除されるものとする。オプション、株式評価益権又はその他の報奨の基礎となる普通株式に関する登録届出書が有効かつ最新である場合又はかかる登録が不必要であると当社が判断している場合でなければ、いかなるオプション又は株式評価益権も行使することはできず、その他の報奨に基づきいかなる普通株式も発行及び/又は譲渡することはできないものとする。

米国外において雇用されるか又は役務を提供している参加者に対して報奨が付与されるか、又は報奨がかかる参加者に保有される場合、管理者は、その単独の裁量により、適用ある外国の法律を遵守するため、又は地方の法律、通貨、若しくは租税政策の相違に合わせるため、かかる参加者に関連する本プラン又は当該報奨の規定を修正することができるものとする。また、管理者は、かかる外国の法律を遵守し、母国以外の国で雇用された参加者についての税負担均等化に関する当社の義務を最小限にするため、報奨の付与、発行、行使、権利確定、清算又は保持に関する条件を課すことができ、かつ、適用ある外国法を満たすため又は適用ある外国法に基づく適切な課税上の取扱いを適格化するために作成された国特有のサブプランに関連する規則及び規制の規定、修正及び廃止(並びに本プラン規則に基づくその権限の委任)を行うことができるものとする。

## 15 譲渡可能性

管理者が別途決定する場合を除き、参加者は、遺言又は相続法及び分配法による場合以外に各報奨につき売却、譲渡、質権設定、移転又はその他担保提供を行うことができず、各オプション又は株式評価益権は、参加者のみがその生存中に行使することができるものとする。

## 16 源泉徴収税

適用ある連邦、州、地方又は外国の法律により求められる場合、参加者は、オプション若しくは株式評価益権の行使、インセンティブ・ストック・オプションに基づき発行された普通株式の処分、報奨の権利確定若しくは清算、内国歳入法第83条(b)に基づく選択又はその他報奨に関することを理由として生じた源泉徴収税の納税義務を、当社が満足する方法で果たさなければならないものとする。参加者が内国歳入法第83条(b)に基づき報奨に関して選択を行う場合、参加者は、当社に対し、米国内国歳入庁に対する選択に係る通知交付後10日以内に当該選択について通知するものとする。

当社及びその子会社は、上記の全ての義務が果たされるまでの間、普通株式の発行、支払又は普通株式の譲渡若しくは処分を認める必要はないものとする。管理者が許可又は要求する限りにおいて、(a)本来であれば参加者に対して若しくは参加者のために支払われるべき報酬から現金を当社が差し引くか、(b)本来であれば当該報奨若しくは参加者が保有するその他の報奨に基づき参加者に対して発行される普通株式の一部を当社が差し引くか、(c)参加者が当社に対して(小切手又は電信送金で)現金若しくは(管理者が認める場合)普通株式を提供するか、(d)当該報奨に基づき参加者に発行された(当社が手配した任意売却によるか又は強制売却のいずれかによる)普通株式の売却による手取金から差し引くか、又は(e)適用ある法律に基づき許可され得る管理者により決定されたその他の方法によって、上記の義務(各場合において、管理者が決定する該当する法域(複数の場合もある。)における法定税率を上限とする。)を果たすことができるものとする。

17 雑則

(a) 株主としての権利

本プラン規則に別途規定される場合を除き、参加者は、当社及び/又は当社が随時指名する名義書換代理人若しくはその他の管理人の株主名簿上に普通株式の保有者として登録されるまで、本プランに基づく報奨に関する普通株式の保有者としていかなる権利も有さないものとする。

(b) 貸付の禁止

当社又はその子会社若しくは関連会社から参加者に対する貸付は、本プランに関連して行うことはできない。

(c) 通貨及びその他の制限

現金又は普通株式による報奨の交付を行う当社の義務は、あらゆる政府により課される通貨及びその他の制限に服するものとする。

(d) 雇用又は役務に対する権利の否定、報奨に対する権利の否定

本プラン及び本プラン規則に基づき行われた行為のいずれも、ある者に対して当社又はその子会社若しくは関連会社に雇用される又は役務を提供する権利を付与するものであると解釈されないものとする。本プランは、当社又はその子会社若しくは関連会社がある者の雇用又は役務を終了させる権利をいかなる時でも妨げず又は何ら制限するものではない。本プラン規則に規定する場合を除き、いかなる従業員又はその他いかなる者も本プランに基づく報奨の付与を要求する権利又は本プランに基づく報奨の付与を受ける権利を有さないものとする。報奨を受領することにより、参加者は、(i)報奨は本プランの条件によるみ規律されること（参加者に対する責任を負うことなくいつでも本プランを修正する又は取り消す当社の権利を含む。（報奨の条件により規定される範囲において、本プランに基づき既に付与された報奨を除く。）、(ii)報奨は給与の構成要素ではなく、参加者は、雇用条件に基づき、又は、本プランに基づく報奨を受領するか若しくは付与されることにより、本プラン又はその他のプランに基づき将来的に自身に報奨が付与されるよう要求する権利を有さないこと、(iii)本プランに基づき受領した報奨の金額は、解雇手当又はその他の退職金の計算から除外されること、並びに(iv)オプション、株式評価益権及び普通株式の保有並びにオプション及び株式評価益権の行使に適用される全ての法律、規則及び規制（通貨及び為替に関する法律、規則及び規制を含む。）に基づき必要な全ての承認を申請し、かかる法律、規則及び規制に基づき要求される全ての通知を行い、かつ、かかる法律、規則及び規制を遵守することを確認し同意する。

(e) 受益者の指名

管理者が許可する範囲において、かつ、適用ある法律に従い、本プランにおける各参加者は、かかる参加者が本プランに基づく全部又は一部の給付を受領する前に死亡した場合にかかる給付を受領する1名又は複数名の受益者（偶発又は相次ベースで指名することができる。）を随時指名することができるものとする。管理者が別途決定しない限り、かかる各指名は、同一の参加者による全ての従前の指名を無効とするものであり、管理者により指定される形式によるものとし、かつ、参加者の生存中に参加者が当社又はその指名する者に届け出た場合にのみ有効であるものとする。かかる指名が行われなかった場合、参加者の死亡時に未払いとなっている給付は、当該参加者の相続人に支払われるものとする。

(f) 経費及び費用

本プランの管理にかかる経費及び費用は当社が負担するものとし、報奨又は参加者に請求されないものとする。

(g) 端株

普通株式の端株は報奨に基づき発行又は譲渡されないものとする。但し、管理者は、その裁量により、端株に代わる現金の支払を指図すること又は端株を切り捨てることのできるものとする。

(h) 本プランの資金調達

本プランは非積立型の制度である。当社は、本プランに基づく報奨の支払を確保するために特別勘定又は別勘定を開設し資金を積み立てる必要はなく、その他いかなる資産の分離も行う必要はない。参加者は、いずれの時点においても、その報奨に関して、当社の一般債権者であるものとする。管理者又は当社が本プランに基づく報奨の支払のために信託又はその他のものに資金を積み立てることを選択した場合、かかる資金は、いずれの時点においても、当社の破産又は支払不能の際には当社の債権者による請求の対象となるものとする。

(i) 継承者

本プランに基づき付与された報奨に関する本プラン上の当社の全ての義務は、当社の継承者を拘束するものとする（かかる継承者の存在が当社の事業及び/又は資産の全部又は実質上全部の直接又は間接的な買収、合併、連結又はその他によるものであるか否かを問わない。）。

(j) ジェンダー及び数

文脈により別途示される場合を除き、本プラン規則において使用される男性用語は女性形も包含するものとし、本プラン規則において使用される女性用語は男性形も包含するものとする。また、複数形は単数形も包含するものとし、単数形は複数形も包含するものとする。

(k) 可分性

本プランのいずれかの条項が何らかの理由で違法又は無効である場合には、かかる違法又は無効である条項は本プランの残りの部分に影響を及ぼさないものとし、本プランはかかる違法又は無効な条項が含まれていなかったものとして解釈され実施されるものとする。

(l) 解釈の規則

本プランの条項において、法律、規則又は規制に言及する場合にはいつでも、かかる条項は、その時点で有効な法律、規則又は規制に言及するとみなされるものとする。また、かかる法律、規則又は規制が後に改正又は差替えられた場合には、改正又は差替え後の法律、規則又は規制に言及するとみなされるものとする。「含む」という用語は、「含むが、これに限られない」という意味を含むとみなされるものとする。

(m) 当社に責任がないこと

当社並びに既存の又は今後設立される各子会社若しくは関連会社は、(i)当社のカウンセルが本プランに基づき普通株式の適法な発行及び売却にとって必要であるとみなす許可を管轄権を有する規制機関から当社が取得できなかった普通株式を発行又は売却しないこと、並びに(ii)本プランに基づき付与された報奨の受領、行使又は清算により参加者又はその他の者に見込まれるが実現していない税効果について、参加者及びその他の者に対して責任を負わないものとする。

(n) 本プランの非排他性

取締役会による本プランの採択及び本プランの承認のための当社株主への提出のいずれも、取締役会又は委員会が望ましいとみなすその他のインセンティブ取決め（本プランに基づかない制限付株式又はストック・オプションの付与を含むが、これらに限られない。）を採択する権限を制限するものであるとは解釈されないものとし、かかる取決めは、一般的に又は特定の場合に適用することができるものとする。

(o) 第409条A

本プラン及び本プランに基づき付与される報奨は、内国歳入法第409条Aを免除されるか又はそれに従う限りにおいては当該条項を遵守するよう意図され、従って、許可される最大限の範囲において、本プランは、当該条項に従い解釈されるものとする。本プラン規則の別段の記載にかかわらず、内国歳入法第409条Aに基づく早期課税及び/又は追徴税を避けるために必要な範囲において、参加者は、本プランの目的において当社並びにその子会社及び関連会社における雇用又は業務を終了したとはみなされないものとし、いかなる支払も、参加者が内国歳入法第409条Aの意味における当社並びにその子会社及び関連会社からの「離職」を発生させたとみなされるまで、本プラン又は報奨に基づき参加者に対し行うべきものではない。本プランに記載される、内国歳入法第409条Aに定義される「短期繰延期間」内に行うべき支払は、適用ある法律により別途要求される場合を除き、繰延報酬として取り扱われないものとする。本プランの別段の記載にかかわらず、離職に伴い報奨（又は当社並びにその子会社及び関連会社のプラン、プログラム若しくは取決めに基づき支払うべきその他の金額）を支払うべきとなり当該支払が内国歳入法第409条Aに基づき課される個人に係る税金及び違約金利息手数料の賦課に帰結する限りにおいて、当該報奨（又はその他の金額）の決済及び支払は、離職後6ヶ月経過した日の後最初の営業日において（又はより早期に参加者が死亡した場合は当該死亡時点で）代わって行われるものとする。本プランに基づき支払われる各金額又は提供される各利益は、内国歳入法第409条Aの目的における個々の特定された支払として解釈されるものとする。管理者は、財務省規則第1.409A-3条(j)(4)に基づき許可され得る早期分配を参加者に対し繰延金額に関して行う単独の権限を有するものとするが、当該分配が財務省規則第1.409A-3条(j)(4)の要件を満たすことを条件とする。当社は、本プランに記載される支払又は利益の一切が内国歳入法第409条Aを免除されるか又はこれを遵守する旨の表明を行わず、かつ、当該支払への適用から内国歳入法第409条Aを除外する旨の約束を行わない。参加者は、内国歳入法第409条Aに基づき生じる税金及び罰金の支払について単独で責任を負うものとする。

(p) 準拠法

本プランの条項の解釈、規制、有効性及び効力に関する全ての疑義は、連邦法が優先する場合を除き、抵触法の原則を適用することなくニュージャージー州法に従い決定されるものとする。

## 18 効力発生日、修正及び終了

### (a) 効力発生日

本プランは、取締役会により2022年3月7日に採択されており、当社の株主により承認された日(以下「効力発生日」という。)をもって発効するものとする。本プランに基づき付与された報奨は全て、取締役会が本プランを採択した日の1年後の応当日までに株主による本プランの承認を受けることを条件とし、かかる承認より前に行使することはできないものとする。但し、当社の株主による承認がなされない場合には、本プランに基づき以前に付与された報奨は全て、無効となるものとする。

### (b) 修正

管理者は、本プランの全部又は一部をいつでも終了させ若しくは随時修正するか、又は報奨契約若しくは報奨を証するその他の書類を修正することができるものとする。但し、かかる終了又は修正の行為は、適用ある法律(報酬の繰延に関する内国歳入法(及びそれに基づく規則)の条項を含む。)若しくは規則及び規制(普通株式が上場されている証券取引所の規則及び規制を含む。)を遵守するため、又はいずれかの会計基準の要件を充足するため若しくはいずれかの会計基準に基づく財務会計上の悪影響を回避するためにかかる終了又は修正が必要又は適切であると管理者が合理的に判断する場合を除き、かかる終了又は修正の日より前に付与された報奨に関する権利又は義務に悪影響を及ぼさないものとする。上記にかかわらず、当社の株主があらかじめ修正を承認していない限り、本プランの修正により(i)本プランに基づき発行することができる普通株式の最大数が増加する場合(本プラン規則第10条に基づく修正を除く。)、(ii)本プランに基づき報奨が付与可能な最高限度期間が延長される場合、(iii)参加資格者の区分が変更される場合、(iv)オプション及び株式評価益権の付与価格が引き下げられる場合、(v)付与済みのオプション及び株式評価益権の行使価格が引き下げられる場合、又は(vi)その他、修正を有効とするために、本プラン、適用ある法律、若しくは普通株式が取引されている主要な証券取引所の規則に基づき株主による承認が必要とされる場合には、いかなる本プランの修正も有効ではないものとする。

### (c) 終了

効力発生日から10年後の応当日又は取締役会が決定するそれより早い日以降は、本プランに基づく報奨の付与は一切行われぬものとする。本プランに基づき報奨を付与する管理者の権限の終了は、本プランの条件の運用又は本プランの失効日以前に付与された報奨に関する当社及び参加者の権利及び義務に影響を及ぼさないものとする。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

### 第1【公開買付けの概要】

該当事項なし

### 第2【統合財務情報】

該当事項なし

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項なし

## 第三部【追完情報】

### 1 新株予約権の募集について

当社は、2026年2月27日に、当社の2022年長期インセンティブ・プラン(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「本プラン」という。)に基づき、本邦以外の地域において新株予約権証券(以下、本「第三部 追完情報 - 1 新株予約権の募集について」において「本新株予約権」という。)の募集を開始したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を2026年2月27日に提出している。その内容は以下の通りである。

#### (1) 有価証券の種類

新株予約権証券

#### (2) 新株予約権の内容等

##### (イ) 発行数

6,860,594個

(注) 本新株予約権の行使により取得される株式(下記に定義される。)は、当社が取得した既発行の自己株式である。上記「発行数」は、付与された本新株予約権が全て行使された場合に取得される株式の数と同数である。

##### (ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(注) 本項において括弧内の円金額は、1米ドル=155.15円の換算率(株式会社三菱UFJ銀行の2026年2月20日現在の対顧客直物電信売買相場の仲値)により計算されている。1米ドル未満及び1円未満の金額は、それぞれ小数第三位を四捨五入してある。

##### (ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

#### (二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

##### 1. 株式の種類

当社記名式額面普通株式(額面1.00米ドル)(完全議決権株式であり、権利に何ら限定のない、当社における標準的な株式である。)(以下「株式」という。)

##### 2. 株式の内容

当社の基本定款には、当社取締役会が、当社の基本定款に規定される通り、普通株式に加えて、1以上のシリーズの優先株式をあらゆる金額(但し、いかなる時も2,000,000株を超える優先株式が発行済であってはならない。)で適宜発行することができる旨が規定されている。かかるシリーズの優先株式は、議決権がないか、議決権が限定されているか、又は特別若しくは複式の議決権を享受するものとする。

### 3. 株式の数

本新株予約権 1個当たり 1株

(全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数: 6,860,594株)

合併、再編成、連結、資本再構成、株式の種類の変更、株式分割、株式併合、会社分割、結合若しくは株式交換、有価証券、財産若しくは現金の配当若しくは分配(定期的な四半期毎の現金配当を除く。)又は発行済普通株式の数若しくは種類に影響を及ぼすような事由若しくは取引(以下「資本構成の変動」という。)があった場合には、本プラン(及びその時点において残存している各本新株予約権)に基づき発行することができる普通株式の数および種類(現在発行済みの新株予約権に基づくものを含む。)、本プランの第5条及び第6条に規定される制限の対象となる株式の数及び種類、並びに残存している各新株予約権の条件(当該本新株予約権の対象となる普通株式の数及び種類、並びに価格、権利確定及びその他の条件(業績基準を含む。))を含む。)は、管理者によって公平に調整されるものとし、かかる調整は、管理者の単独の裁量により、1種類以上の普通株式を対象とする本新株予約権の形式をとることができるものとする。その他の衡平な代替又は調整は、管理者が単独の裁量で決定することができるものとする。かかる調整は、本プランの全ての目的において、最終的なものであり拘束力を有するものとする。かかる調整によりいかなる普通株式の端株も発行されることはないものとし、かかる調整は、それぞれの本新株予約権又はその他の新株予約権の間で統一されている必要はないものとする。本プラン第10条のいかなる規定にもかかわらず、本プラン第10条に基づくオプション又はSARの調整は、法第409A条の下でのオプション又はSARの新たな付与につながらないような方法で行われるものとする。上記の一般的な規定を制限することなく、資本構成の変動に関連して、管理者は、その単独の裁量で、ただし、いかなる場合においても法第409A条の要件に従うことを条件として、当該新株予約権の対象となる普通株式、現金又はその他の財産の公正市場価値からその行使価格の合計額(もしあれば)を減じた額と等しい公正市場価値を有する現金又はその他の財産による支払いを対価として発行済本新株予約権の取得を行うことができる。ただし、未行使の新株予約権の行使価格が、当該新株予約権の対象となる普通株式、現金若しくはその他の財産の公正市場価値と同等又はそれ以上の場合、管理者は、参加者に対価を支払うことなく当該新株予約権を取得することができるものとする。

「管理者」とは、当社取締役会の報酬・福利厚生委員会(又はそれに準じる委員会)又は本プランの第3条に基づき本プランを管理するために取締役会が指定した当該委員会(「本第三部 追完情報1 新株予約権の募集について」において以下「委員会」という。)又はそのような委員会が存在しない場合は当社取締役会と定義される。

#### (ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権 1個当たり243.45米ドル(37,771.27円)

(全ての本新株予約権が行使された場合の払込金額総額: 1,670,211,609.30米ドル(259,133,331,182.90円))

#### (ヘ) 新株予約権の行使期間

雇用の継続を条件として、本新株予約権の権利確定日から付与日の10年後までとする(ただし、解雇された場合には、早期に終了するものとする。)。本新株予約権の3分の1は、本新株予約権の付与日から3年経過するごとに権利が確定する。

(ト) 新株予約権の行使の条件

雇用の継続を条件として、本新株予約権の3分の1は、付与日から3年経過するごとに権利が確定し、権利確定日から行使可能となる。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

該当事項なし

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

管理者が別途定める場合を除き、参加者は、各本新株予約権を遺言又は遺産分割以外の方法で売却、譲渡、担保設定、その他の排他的権利又は抵当権を設定することはできず、各オプション又はSARは参加者が生存中にのみ行使できるものとする。管理者が認める範囲内で、適用法に従い、本プランの参加者は、随時、本プランに基づく給付の一部又は全部を受け取る前に死亡した場合に給付を受け取る受益者(偶発的または連続的に指名することができる)を指名できる。管理者が別途決定しない限り、かかる指名はそれぞれ、同じ参加者による以前の指名をすべて取り消すものとし参加者が生前に管理者が定める形式によって会社又はその指名する者に指名を提出した場合にのみ有効となるものとする。このような指名がない場合、参加者の死亡時に未払いの給付金は、参加者の遺産となるものとする。

(3) 発行方法

当社並びにその子会社及び適格関連会社の適格従業員13,419名(日本を除く。)への割当

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アメリカ合衆国、ヨーロッパ諸国など全世界規模(59カ国)(日本を除く。)

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額: 1,670,211,609.30米ドル(259,133,331,182.90円)(注)

(注) 新株予約権証券の発行価額の総額に本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した見込額である。

使 途: 本新株予約権の募集は、当社の成功と成長に責任のある従業員に対してストック・オプションを付与すること、かかる者の利害と当社の株主の利害をより密接に関連させること、当社並びにその子会社及び関連会社が、多様かつ有能な集団であるかかかる者につき、競争力のある方法での採用、維持及び動機付けを行うのを支援すること、並びにかかる者に関連する業績に連動した支払の促進を支援することを目的としており、資金調達を目的としていない。また、本新株予約権の行使の決定は被付与者の判断に委ねられるため、本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額は、現時点でその金額及び時期を当社の資金計画に織り込むことは困難である。従って、事業目的のための資金に充当する予定であるが、具体的な金額については、行使による払込みがなされた時点の状況に応じて決定する。

(7) 新規発行年月日

2026年3月6日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 提出者の資本金の額及び発行済株式総数(2026年2月24日現在)

(イ) 資本金の額

3,120百万米ドル(484,068百万円)

(口) 発行済株式総数

1. 普通株式

2,408,613,219株

(注) 発行済株式数には、自己株式711,229,329株が含まれる。

2. 優先株式

0株

2 事業等のリスク及び将来に関する事項

令和7年6月26日付有価証券報告書提出日以降、当社のリスクファクターについて更新及び変更があった。当該有価証券報告書からの変更箇所は\_\_\_\_\_を付して表示している。なお、本項における将来に関する事項の記載は、いずれも本有価証券届出書提出日現在において判断されたものであることに留意すべきである。

(変更前)

(中略)

**当社の戦略的取組及びヘルスケア市場の傾向に関するリスク**

医療費の抑制傾向に起因する価格圧力(ヘルスケア供給者間及びヘルスケア供給者との市場参加者との継続的な統合、管理型医療の傾向、医療費の主要な支払者が政府へと移行すること、コスト削減に努めるヘルスケア市場への重要な新規参入者並びに自発的なコスト削減及び値上げを企業に求める政府の圧力を含む。)

経済的困難及び予算的制約によって、ヘルスケア製品及びサービスに関して個人、組織及び政府購入者の消費パターンに加わる制約

開発協力、戦略的買収、ライセンス及びマーケティング契約等の社外に由来するイノベーション並びに競争圧力に起因する社外調整の費用増の可能性を含む、成長戦略を実現する当社の能力に関する課題

当社が計画する若しくは完了した買収又は事業売却(ケンビュー・インクの売却を含む。)により期待される戦略上の利益及び機会が、実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性

過去又は継続中の事業再編活動に関して期待される利益及び機会が実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性

(中略)

### **製造業務の中断及び遅延が、当社の事業、売上高及び評判に悪影響を与える可能性があること**

当社の製品製造には、十分な量の複雑で高品質な部品及び材料が適時に納品されることが必要である。当社の子会社は64の製造施設を運営しており、世界中の供給業者から調達を行っている。当社は、過去に、社内の又は外部のサプライチェーンを通じた予期しない製造の中断及び遅延に直面しており、また将来において直面する可能性がある。製造の中断は、規制当局による措置、製品の品質ばらつき又は製品の安全上の問題、労働紛争、労働力不足、特定施設での事故(火災等)、ハリケーンその他の異常気象等の自然災害、原材料不足、対応可能な監督官の欠員、政情不安、テロ攻撃及びエピソード又はパンデミック等の多くの理由により発生し得る。製造の遅延及び困難は、製品不足、売上高の減少及び評判の低下につながり、不足に対応するための多額の改善費用及び関連費用が発生することがある。

(中略)

### **当社の偽造品は、患者に危害を与え、当社の収益、利益、評判及び事業に悪影響を及ぼす可能性があること**

当社の業界は、違法な偽造品に対する流通チャネルの脆弱性及び増加する市場やインターネット上での偽造品の存在により、引き続き厳しい状況に置かれている。第三者が、当社の厳格な製造基準及び試験基準を満たしていない当社製品の偽造品を違法に流通及び販売する可能性がある。流通業者及び患者にとって、偽造品は真正な製品と見た目上区別がつかない可能性がある。偽造医薬品は、その内容が規制されておらず、また、無規制、無免許、無検査かつ不衛生な場所で製造されていることが多いといった製造環境のために、患者の健康及び安全にリスクをもたらす。

業界が偽造医薬品の脅威を軽減できないことにより、当社の正規品に対する患者の信頼に影響が及ぶことで、当社の事業及び評判に悪影響が及ぼされ、その結果、売上の減少、製品回収及び訴訟のおそれの増大を招く可能性がある。さらに、当社製品が正規市場から他の流通チャネルに横流しされた場合は、収益の減少につながり、当社の収益性に悪影響が及ぼされる可能性がある。

(中略)

### **税法の改正又は追加的な税金負債にさらされることは、当社の営業成績に悪影響を与え得ること**

一部のEU加盟国及びEU非加盟国がグローバルミニマム税制を制定し、また、他の国も制定することが予想されるなど、経済協力開発機構が主導する、米国を含む世界中における税法又は租税規制の変更は、当社の実効税率及び営業成績に悪影響を与える可能性がある。諸国での法定税率又は国際課税規定の変更は、新しい税法が制定された期間におけるかかる特定の法域に関連する当社の繰延税金資産及び負債の再評価につながり得る。上記の変更は、当社の連結損益計算書に計上された支出又は利益にも影響を及ぼし得る。当社は、事業活動を行っている諸国において生じた税法の変更の法案を慎重に注視している。税法又は租税規制の変更はいつでも起こり得るものであり、計上された関連する支出又は利益は、かかる変更が生じた四半期若しくは事業年度にとって重大なものとなる可能性がある。

詳細については、法人税等に関する注記8を参照のこと。

当社は数多くの国々において事業を行い、納税申告をしており、様々な税務当局との税務監査及び税務争訟に対応している。政府による様々な取組に関連して、企業は、税務当局に対し、世界各地の事業につきさらに多くの情報を開示することを要求されており、これは、米国外での収益の監査強化につながる可能性がある。当社は、納税引当金の適切性を判断するために、定期的に税務監査及び税務争訟について生じ得る結果を評価している。しかしながら、税務当局は、当社の期待とは反対の租税措置の立場を取ることがあり、これにより引当金を上回る税金負債が生じる可能性がある。

(中略)

### **当社の新製品、新技術及び新効能の革新、開発及び実装に大きな課題又は遅延がある場合、当社の長期的成功に悪影響が生じる可能性があること**

当社の継続した成長及び成功は、患者、販売業者及び消費者の進化する医療ニーズに対応する、新しく、かつ、差別化された製品及びサービスを革新し開発する能力に依存している。成功する製品及び技術の開発は、当社の既存製品が競争及び独占的な特許の喪失などの各種要因により市場シェアを失った際の収益損失を埋め合わせるためにも必要である。過去5年間に導入された新製品は、2024年度の売上の約25%を占める。当社は、製品及び技術をいつ開発し、ライセンス供与し、若しくは会社を買収するか、又はそれらを行えるかについて確信できず、また、特定の候補製品が規制当局の承認を受けられるか、また、承認された場合に、当該製品が商業的に成功を収めるかについても、確信できない。

当社は、社内での研究開発を通じ、また、第三者との提携、買収、合併及びライセンスその他の取決めを通じて製品開発を推進している。これらの全ての関係において、新製品の開発、特に医薬品及びバイオテクノロジー製品並びに医療機器の開発は、何年にもわたって多大なりソースの投資を必要とするものである。バイオ医薬品研究開発プログラムのうち、商業的に実現可能な製品となるのは、ごくわずかである。このプロセスは、患者及び医療従事者の将来のニーズを見抜き、有望な新しい化合物、戦略及び技術の開発、臨床実験の成功、効果的な知的財産の保護の確保、規制当局の承認の適時取得並びに開発した製品が市場に導入される場合に、当社の製品を競合する製品及び治療方法との差別化を行うことに係る能力を含む様々な要因に依存する。さらに、新製品の開発及び規制当局の承認は、米国FDAの予算削減を含む連邦政府機関の予算及び人員、職員並びに運営の制限(これにより、反応時間が遅くなり、精査期間が長くなる可能性がある。)により遅延する場合がある。承認後、新製品又は既存製品の改良品は、製品及び価格競争、消費者の好み又はヘルスケア製品の購入パターンの変化、医療従事者からの反発又は第三者補償の不確実性等により、市場ですぐに又は広く受け入れられないことがある。最初に規制当局の承認を受けた後も、製品の成功は、より多数の実際の患者を対象とした安全性及び効能の調査結果並びに競合する商品の市場参入により、悪影響を受けることがある。

当社は、当社の事業及び営業の様々な部分にわたって、データ・サイエンス、機械学習並びにその他の形式のAI及び新興技術の利用に対する投資を行っており、AIの導入及び組み込みにより、意図しない結果又はその他の新たな若しくは追加的なリスク及び債務が生じる可能性がある。AI技術は継続的に進化しており、当社が開発し、採用するAI技術は、計画されていたよりも早く時代遅れなものとなる可能性がある。これらの技術に対する当社の投資は、当社が予想する利益を生じさせず、当社が競争上の優位性を得られること又はかかる優位性を維持することを可能にするものではない場合がある。当社の事業におけるAIの適用は、多額の費用又は最終的にこれらの技術の利用を継続する当社の能力を制限することを伴う可能性がある新たな法令と共に台頭し、進化している。これらの技術は、以下にさらに詳述するデータプライバシー及びセキュリティに関連する固有リスクをもたらす。

## 金融及び経済の市場状況に関連するリスク

当社は、国際事業の実施に関連する各種財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスクに直面していること  
当社の世界中の広範囲に及ぶ営業及び事業活動は、以下に記載のものを含む一定の財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスクを伴う。

**外国為替：**2024年度には、当社の売上高の約43%が米国外で発生し、そのうちヨーロッパが約23%、西半球(米国を除く。)が5%、アジア太平洋及びアフリカ地域が15%であった。米ドルに対する非米国通貨の変動は、当社の収益及び費用に影響を与える。当社は、キャッシュ・フローにおける外国為替レート変動の影響を軽減するために金融商品を使用するが、ヘッジされていないエクスポージャーは、為替変動の影響を受け続ける。さらに、米ドルの価値の下落又は上昇により、米国外における当社の事業活動の営業成績を米ドルに換算する際に、換算による大きな有利又は不利な効果が発生する可能性がある。

**インフレ及び通貨切下げリスク：**当社は、超インフレ経済下において事業の収益性を維持するという課題に直面している。具体的には、当社は、アルゼンチン、トルコ、ベネズエラ及びエジプトの過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、アルゼンチン、トルコ、ベネズエラ及びエジプトでの事業(2024年度第4四半期に開始したもの)を、超インフレ経済下の事業として会計処理している。経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより、当社はこれらの地域における利幅を維持しようと努めているが、インフレの継続により、営業損失となる可能性がある。さらに、超インフレ経済下にある国又は激しい為替変動が生じている国における通貨切下げは、当社の営業成績に悪影響を与える可能性がある。

**医薬品の違法輸入：**政府の価格制御又はその他市場力学により価格が抑えられる国からの医薬品の違法輸入は、当社が事業を行う米国内外における売上高及び収益性に悪影響を与える可能性がある。個人使用のための処方薬を限られた数量輸入することを除き、医薬品の外国からの輸入は、現行米国法では違法である。しかしながら、患者及びその他の顧客が低価格の輸入品を入手する能力が大幅に向上したため、違法輸入は増え続けている。

**賄賂防止及びその他の規制：**当社は、政府職員への支払いに関して国際取引慣行を律する各種の連邦及び外国の法律の制限を受ける。これらの法律には、米国上場企業が、会社が事業を取得若しくは維持、又は不適切に優位な立場を得る目的で外国の政府職員に影響を与える腐敗の意思を持って、外国の政府職員に対して価値のあるものを約束、申し出又は提供することを禁ずる米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act、FCPA)が含まれる。当社の事業は厳しく規制されているため、海外の規制当局とのやり取りが多い。また、米国外の多くの国では、ヒト用医薬品を処方する医療従事者は政府により雇用され、ヒト用医薬品の購入者は政府機関である。よって、当社とこれらの処方者たちとのやり取りは、FCPAに基づく規制の対象である。FCPAの米国での適用及び実施に加え、当社が事業を行う様々な管轄区域には、腐敗及び反競争的な行動を防止し罰則を適用する目的の2010年英国贈収賄防止法を含む法規制がある。これらの法律の規定の執行により、当社が追加的な行政上及び法律上の手続き及び行為(民事上の罰金、刑事制裁及びヘルスケア・プログラムからの排除を含む行政救済を含む。)の対象となる可能性がある。

**その他の財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスク：**世界中で事業を行うことに伴うその他のリスクは、次のものを含む。

金利、金融政策、インフレ、経済成長、景気後退、商品価格及び通貨規制その他現金輸送の権限に対する制限を含む、当社がサービスを提供する市場の現地及び地域の経済環境及び経済政策  
貿易保護策、反トラストに関する報告要件及び執行活動の追加、反トラストに関する報告要件及び執行活動の追加並びに輸入/輸出許可要請等の政府が行う保護的な経済政策  
(いくつかの国では、当社が該当市場において自社製品を製造又は販売する能力を制限する規制上の要件を含む)現地の法規制の遵守  
一定の管轄区域において、知的財産及び契約上の権利の保護減少  
当社の外国資産の国有化又は収用の可能性  
政治的又は社会的な変動、経済の不安定、抑圧又は人権問題  
自然災害、戦争、武装衝突、テロ、エピデミック又はパンデミックによる市場の混乱を含む地政学的事象

**当社の事業の国際的な性質により、世界的な緊張状態及び戦争を含む地政学上の又は経済的な変更又は事象は、当社の事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があること**

上記の通り、当社は、世界中の広範囲に及び営業及び事業活動を行っている。当社が事業を行う又は当社製品を流通させる国々のいずれかの間での世界的な緊張状態、紛争及び/又は戦争は、為替の変動、関連する国々における当社の製品への需要の減少並びに当社の製品及び供給業者の材料費及びその他の投入資本の増加に関連する当社の世界的なサプライチェーンに係る問題を引き起こすおそれがある。ごく最近、当社は、ロシア・ウクライナ戦争、中東で発生する紛争及び米国と中国の間の増幅する緊張により生じた当社の事業への影響を経験しており、かつ、継続的に経験すると予測される。ロシア・ウクライナ戦争等の増大する紛争への対応において、政府は、輸出規制並びに広範な金融及び経済制裁を発動する場合がある。当社の事業及び営業は、外国の競合会社より国内の企業及び技術に有利な、国が採用した関税の賦課、貿易保護策その他の方針の実施によりさらに影響を受ける可能性がある。国際社会により、追加的な制裁その他の措置(特許、商標及びその他の知的財産権の出願、実施及び維持を行う当社の能力に対する制限を含むがこれらに限られない。)が課される可能性がある。さらに、ロシア等の一部の国では、米国及びその他の多数の国々の特許権者が所有する発明を企業及び個人が同意なく又は無償で使用することを許可する措置を講じることができ、当社は、第三者によるロシアにおける当社の発明の実施又はロシアにおける製品の販売若しくはロシアへの製品の輸入を阻止できない可能性がある。さらに、米国政府は、近時において、中国、メキシコ及びカナダを含む複数の法域において製造された製品に関税を課すことを発表し、その他の法域に対しても関税を課す可能性があることを発表した。発表された関税の一部の賦課は遅れているが、米国政府は、将来において、関税を一時停止し、再び賦課し、又は引き上げる可能性があり、かかる関税の対象国は、これに応じて相互関税の賦課又はその他の制限的な貿易措置を実施しており、将来においてかかる相互関税の賦課又はその他の制限的な貿易措置を実施する可能性がある。これらのいずれの措置も、当社の全世界における営業に関連する不確実性及び関連するリスクを増大させ得る。

(中略)

## サイバーセキュリティ違反を含む情報セキュリティ・インシデントが、当社の事業又は信用に悪影響を与える可能性のあること

事業目的を達成するために、当社は、当社のサプライチェーン及び営業の継続性を確保するために、極秘データ(法的保護の対象となり得る、秘密性のある研究、事業計画、財務情報、知的財産及び個人情報を含む。)を処理及び保存するため、また、当社が顧客に納品する多くの製品の一部について、社内の並びに第三者及びその業者の情報技術(IT)システム及びネットワークの両方に依存している。会社に世界規模の影響を与える広範な情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの脅威は、当該システム及びネットワークのセキュリティ及び利用可能性並びに当社の極秘データの秘密性、完全性及び利用可能性を持続的なリスク(当該システム及びネットワークに接続される又は依存する顧客の製品に対するものを含む。)にさらすこととなる。当社は、これらの脅威を評価し、発生した攻撃及び違反に対処し、社内保護、検知及び対応能力を上げるための投資を行うと共に、当社の第三者プロバイダーがこのリスクに対応するために必要な能力及び管理体制を有していることを確保する。攻撃技法が頻繁に変わることで、そして攻撃の回数が増加しており複雑化していることから、当社が悪影響を受ける可能性がある。この影響により、信用、競争力、営業その他の事業に被害が及び、かつ、財務費用の負担及び規制措置を受けることがある。また、増加するAIの利用もこれらのリスクを増大させ得る。当社は、情報セキュリティ・インシデント又はサイバー・インシデントに備えてサイバーセキュリティ保険に加入しているものの、その範囲は全ての金銭的、法的、事業上の又は信用に関わる損失を補うには十分でない可能性がある。

増大する世界的な緊張状態の結果、当社が営業を維持する国の敵対者によって行われるサイバー攻撃を含む情報セキュリティ又はサイバーセキュリティ・インシデントのリスクが今後も引き続き増加するものと予測している。これらの攻撃が複雑化する可能性を考慮すると、当社は、情報セキュリティ又はサイバーセキュリティ・インシデントの脅威に事前対応的に対処することができない可能性又は十分な予防措置を実施することができない可能性があり、かかる妨害又はセキュリティ違反の検知及び対処を速やかに若しくは一切行うことができない可能性があり、これにより、当社の製品を使用する顧客、当社の事業、経営成績又は財政状態に悪影響が及ぼされる可能性がある。さらに、これらの脅威は、当社の第三者パートナーにも影響を及ぼす可能性があり、これにより、当社に悪影響を及ぼす可能性のある当社のITシステム、ネットワーク及びデータの侵害が引き起こされる。

(中略)

(変更後)

(中略)

**当社の戦略的取組、ヘルスケア市場の傾向及び計画された当社の整形外科事業の分社化に関するリスク**

医療費の抑制傾向に起因する価格圧力(ヘルスケア供給者間及びヘルスケア供給者その他の市場参加者との継続的な統合、管理型医療の傾向、医療費の主要な支払者が政府へと移行すること、コスト削減に努めるヘルスケア市場への重要な新規参入者並びに自発的なコスト削減及び値上げを企業に求める政府の圧力を含む。)

経済的困難及び予算的制約によって、ヘルスケア製品及びサービスに関して個人、組織及び政府購入者の消費パターンに加わる制約

開発協力、戦略的買収、ライセンスング及びマーケティング契約等の社外に由来するイノベーション並びに競争圧力に起因する社外調整の費用増の可能性を含む、成長戦略を実現する当社の能力に関する課題

当社が計画する若しくは完了した買収又は事業売却により期待される戦略上の利益及び機会が、実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性

過去又は継続中の事業再編活動に関して期待される利益及び機会が実現しない又は実現までに予想以上の時間を要する可能性

計画された当社の整形外科事業の分社化を適時に又は完全に実行するための必要な条件を充足する当社の能力

当社の整形外科事業の分社化を成功させ、計画された分社化により得られることが予想される利益を実現する当社の能力

分社化取引の構造並びに各社の将来の営業成績及び財務成績、市場での地位並びに事業戦略

(中略)

### **製造業務の中断及び遅延が、当社の事業、売上高及び評判に悪影響を与える可能性があること**

当社の製品製造には、十分な量の複雑で高品質な部品及び材料が適時に納品されることが必要である。当社の子会社は63の製造施設を運営しており、世界中の供給業者から調達を行っている。当社は、過去に、社内の又は外部のサプライチェーンを通じた予期しない製造の中断及び遅延に直面しており、また将来において直面する可能性がある。製造の中断は、規制当局による措置、製品の品質ばらつき又は製品の安全上の問題、労働紛争、労働力不足、特定施設での事故(火災等)、ハリケーンその他の異常気象等の自然災害、原材料不足、対応可能な監督官の欠員、政情不安、テロ攻撃及びエピソード又はパンデミック等の多くの理由により発生し得る。製造の遅延及び困難は、製品不足、売上高の減少及び評判の低下につながり、不足に対応するための多額の改善費用及び関連費用が発生することがある。

(中略)

### **当社の偽造品は、患者に危害を与え、当社の収益、利益、評判及び事業に悪影響を及ぼす可能性があること**

当社の業界は、違法な偽造品に対する流通チャネルの脆弱性及び増加する市場やインターネット上での偽造品の存在により、引き続き厳しい状況に置かれている。第三者が、当社の厳格な製造基準及び試験基準を満たしていない当社製品の偽造品を違法に流通及び販売する可能性がある。流通業者及び患者にとって、偽造品は真正な製品と見た目上区別がつかない可能性がある。偽造医薬品は、その内容が規制されておらず、また、無規制、無免許、無検査かつ不衛生な場所で製造されていることが多いといった製造環境のために、患者の健康及び安全にリスクをもたらす。

偽造医薬品の脅威により、当社の正規品に対する患者の信頼に影響が及ぶことで、当社の事業及び評判に悪影響が及ぼされ、その結果、売上の減少、製品回収及び訴訟のおそれの増大を招く可能性がある。さらに、当社製品が正規市場から他の流通チャネルに横流しされた場合は、収益の減少につながり、当社の収益性に悪影響が及ぼされる可能性がある。

(中略)

### **製品の信頼性、安全性及び有効性に対する懸念が売上高及び営業成績に重大な悪影響を与え、訴訟につながり、評判の低下を引き起こし得ること**

社内で提起されたか、訴訟当事者、規制当局又は消費者保護団体により提起されたかを問わず、また、科学的証拠に基づくものであるか否かにかかわらず、製品に関する懸念は、安全性に関する警告、製品回収等の市場是正措置、政府による調査、米国FDA(又は米国外における対応する機関)による規制措置、民事請求及び訴訟、罰金及び和解金の支払い、売上高の減少並びに評判の低下につながることがあり得る。また、これらの状況は、当社の製品におけるブランド・イメージ、ブランドの資産価値及び消費者の信頼を傷つけることもあり得る。製品回収は、過去に、政府の即時調査及び検査、製造施設の運転停止、製品不足の継続及び関連する売上高の減少、膨大な改善費用、評判の低下、潜在的な民事上の罰金及び刑事訴追をもたらし、また、将来においてもたらす可能性がある。

(中略)

**税法の改正又は追加的な税金負債にさらされることは、当社の営業成績に悪影響を与え得ること**

グローバルミニマム税制を含む米国及び世界中における税法又は租税規制の変更は、当社の実効税率及び営業成績に悪影響を与える可能性がある。諸国での法定税率又は国際課税規定の変更は、新しい税法が制定された期間におけるかかる特定の法域に関連する当社の繰延税金資産及び負債の再評価につながり得る。上記の変更は、当社の連結損益計算書に計上された支出又は利益にも影響を及ぼし得る。当社は、事業活動を行っている諸国において生じた税法の変更の法案を慎重に注視している。税法又は租税規制の変更はいつでも起こり得るものであり、計上された関連する支出又は利益は、かかる変更が生じた四半期若しくは事業年度にとって重大なものとなる可能性がある。

詳細については、法人税等に関する注記8を参照のこと。

当社は数多くの国々において事業を行い、納税申告をしており、様々な税務当局との税務監査及び税務争訟に対応している。政府による様々な取組に関連して、企業は、税務当局に対し、世界各地の事業につきさらに多くの情報を開示することを要求されており、これは、米国外での収益の監査強化につながる可能性がある。当社は、納税引当金の適切性を判断するために、定期的に税務監査及び税務争訟について生じ得る結果を評価している。しかしながら、税務当局は、当社の期待とは反対の租税措置の立場を取ることがあり、これにより引当金を上回る税金負債が生じる可能性がある。

(中略)

**当社の新製品、新技術及び新効能の革新、開発及び実装に大きな課題又は遅延がある場合、当社の長期的成功に悪影響が生じる可能性があること**

当社の継続した成長及び成功は、患者、販売業者及び消費者の進化する医療ニーズに対応する、新しく、かつ、差別化された製品及びサービスを革新し開発する能力に依存している。成功する製品及び技術の開発は、当社の既存製品が競争及び独占的な特許の喪失などの各種要因により市場シェアを失った際の収益損失を埋め合わせるためにも必要である。過去5年間に導入された新製品は、2025年度の売上の約25%を占める。当社は、製品及び技術をいつ開発し、ライセンス供与し、若しくは会社を買収するか、又はそれらを行えるかについて確信できず、また、特定の候補製品が規制当局の承認を受けられるか、また、承認された場合に、当該製品が商業的に成功を収めるかについても、確信できない。

当社は、社内での研究開発を通じ、また、第三者との提携、買収、合併及びライセンスその他の取決めを通じて製品開発を推進している。これらの全ての関係において、新製品の開発、特に医薬品及びバイオテクノロジー製品並びに医療機器の開発は、何年にもわたって多大なリソースの投資を必要とするものである。バイオ医薬品研究開発プログラムのうち、商業的に実現可能な製品となるのは、ごくわずかである。このプロセスは、患者及び医療従事者の将来のニーズを見抜き、有望な新しい化合物、戦略及び技術の開発、臨床実験の成功、効果的な知的財産の保護の確保、規制当局の承認の適時取得並びに開発した製品が市場に導入される場合に、当社の製品を競合する製品及び治療方法との差別化を行うことに係る能力を含む様々な要因に依存する。さらに、新製品の開発及び規制当局の承認は、米国FDAの予算削減を含む連邦政府機関の予算及び人員、職員並びに運営の制限(これにより、反応時間が遅くなり、精査期間が長くなる可能性がある。)により遅延する場合がある。承認後、新製品又は既存製品の改良品は、製品及び価格競争、消費者の好み又はヘルスケア製品の購入パターンの変化、医療従事者からの反発又は第三者補償の不確実性等により、市場ですぐに又は広く受け入れられないことがある。最初に規制当局の承認を受けた後も、製品の成功は、より多数の実際の患者を対象とした安全性及び効能の調査結果並びに競合する商品の市場参入により、悪影響を受けることがある。

当社は、当社の事業及び営業の様々な部分にわたって、データ・サイエンス、機械学習並びにその他の形式のAI及び新興技術の利用に対する投資を行っており、AIの導入及び組み込みにより、意図しない結果又はその他の新たな若しくは追加的なリスク及び債務が生じる可能性がある。AI技術は継続的に進化しており、当社が開発し、採用するAI技術は、計画されていたよりも早く時代遅れなものとなる可能性がある。これらの技術に対する当社の投資は、当社が予想する利益を生じさせず、当社が競争上の優位性を得られること又はかかる優位性を維持することを可能にするものではない場合がある。当社の事業におけるAIの適用は、多額の費用又は最終的にこれらの技術の利用を継続する当社の能力を制限することを伴う可能性がある新たな法令と共に台頭し、進化している。これらの技術は、以下にさらに詳述するデータプライバシー及びセキュリティに関連する固有リスクをもたらす。

### 金融及び経済の市場状況に関連するリスク

当社は、国際事業の実施に関連する各種財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスクに直面していること  
当社の世界中の広範囲に及ぶ営業及び事業活動は、以下に記載のものを含む一定の財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスクを伴う。

**外国為替：**2025年度には、当社の売上高の約43%が米国外で発生し、そのうちヨーロッパが約23%、西半球(米国を除く。)が5%、アジア太平洋及びアフリカ地域が15%であった。米ドルに対する非米国通貨の変動は、当社の収益及び費用に影響を与える。当社は、キャッシュ・フローにおける外国為替レート変動の影響を軽減するために金融商品を使用するが、ヘッジされていないエクスポージャーは、為替変動の影響を受け続ける。さらに、米ドルの価値の下落又は上昇により、米国外における当社の事業活動の営業成績を米ドルに換算する際に、換算による大きな有利又は不利な効果が発生する可能性がある。

**インフレ及び通貨切下げリスク：**当社は、超インフレ経済下において事業の収益性を維持するという課題に直面している。具体的には、当社は、アルゼンチン、トルコ、ベネズエラ及びエジプトの過去3年間の累積物価上昇率が100%を上回ったため、アルゼンチン、トルコ、ベネズエラ及びエジプトでの事業を、超インフレ経済下の事業として会計処理している。経費削減プログラム、生産性の向上及び定期的な価格の値上げにより、当社はこれらの地域における利幅を維持しようと努めているが、インフレの継続により、営業損失となる可能性がある。さらに、超インフレ経済下にある国又は激しい為替変動が生じている国における通貨切下げは、当社の営業成績に悪影響を与える可能性がある。

**医薬品の違法輸入：**政府の価格制御又はその他市場力学により価格が抑えられる国からの医薬品の違法輸入は、当社が事業を行う米国内外における売上高及び収益性に悪影響を与える可能性がある。個人使用のための処方薬を限られた数量輸入することを除き、医薬品の外国からの輸入は、現行米国法では違法である。しかしながら、患者及びその他の顧客が低価格の輸入品を入手する能力が大幅に向上したため、違法輸入は増え続けている。

**腐敗防止及びその他の規制：**当社は、政府職員への支払いに関して国際取引慣行を律する各種の連邦及び外国の法律の制限を受ける。これらの法律には、米国上場企業が、会社が事業を取得若しくは維持、又は不適切に優位な立場を得る目的で外国の政府職員に影響を与える腐敗の意思を持って、外国の政府職員に対して価値のあるものを約束、申し出又は提供することを禁ずる米国の海外腐敗行為防止法(Foreign Corrupt Practices Act、FCPA)が含まれる。当社の事業は厳しく規制されているため、海外の規制当局とのやり取りが多い。また、米国外の多くの国では、ヒト用医薬品を処方する医療従事者は政府により雇用され、ヒト用医薬品の購入者は政府機関である。よって、当社とこれらの処方者たちとのやり取りは、FCPAに基づく規制の対象である。FCPAの米国での適用及び実施に加え、当社が事業を行う様々な管轄区域には、腐敗及び反競争的な行動を防止し罰則を適用する目的の2010年英国贈収賄防止法を含む法規制がある。これらの法律の規定の執行により、当社が追加的な行政上及び法律上の手続き及び行為(民事上の罰金、刑事制裁及びヘルスケア・プログラムからの排除を含む行政救済を含む。)の対象となる可能性がある。

**その他の財務、経済、法的、社会上及び政治上のリスク：世界中で事業を行うことに伴うその他のリスクは、次のものを含む。**

金利、金融政策、インフレ、経済成長、景気後退、商品価格及び通貨規制その他現金輸送の権限に対する制限を含む、当社がサービスを提供する市場の現地及び地域の経済環境及び経済政策  
貿易保護策、反トラストに関する報告要件及び執行活動の追加、反トラストに関する報告要件及び執行活動の追加並びに輸入／輸出許可要請等の政府が行う保護的な経済政策  
(いくつかの国では、当社が該当市場において自社製品を製造又は販売する能力を制限する規制上の要件を含む)現地の法規制の遵守  
一定の管轄区域において、知的財産及び契約上の権利の保護減少  
当社の外国資産の国有化又は収用の可能性  
政治的又は社会的な変動、経済の不安定、抑圧又は人権問題  
自然災害、戦争、武装衝突、テロ、エピソード又はパンデミックによる市場の混乱を含む地政学的事象

**当社の事業の国際的な性質により、世界的な緊張状態及び戦争を含む地政学上の又は経済的な変更又は事象は、当社の事業、経営成績又は財政状態に悪影響を及ぼす可能性があること**

上記の通り、当社は、世界中の広範囲に及び営業及び事業活動を行っている。当社が事業を行う又は当社製品を流通させる国々のいずれかの間での世界的な緊張状態、紛争及び／又は戦争は、為替の変動、関連する国々における当社の製品への需要の減少並びに当社の製品及び供給業者の材料費及びその他の投入資本の増加に関連する当社の世界的なサプライチェーンに係る問題を引き起こすおそれがある。ごく最近、当社は、ロシア・ウクライナ戦争、中東の紛争及び米国と中国の間の増幅する緊張により生じた当社の事業への影響を経験しており、かつ、継続的に経験すると予測される。ロシア・ウクライナ戦争等の増大する紛争への対応において、政府は、輸出規制並びに広範な金融及び経済制裁を発動する場合がある。当社の事業及び営業は、外国の競合会社より国内の企業及び技術に有利な、国が採用した関税の賦課、貿易保護策その他の方針(データの移転に対するデータローカライゼーションに関する法律及び規制を含む。)の実施によりさらに影響を受ける可能性がある。国際社会により、追加的な制裁その他の措置(特許、商標及びその他の知的財産権の出願、実施及び維持を行う当社の能力に対する制限を含むがこれらに限られない。)が課される可能性がある。さらに、一部の国では、米国及びその他の多数の国々の特許権者が所有する発明を企業及び個人が同意なく又は無償で使用することを許可する措置を講じることができ、当社は、第三者による当社の発明の実施又は製品の販売若しくは製品の輸入を阻止できない可能性がある。さらに、米国政府は、その他の法域において製造された製品対しても関税を課しており、かつ／又は関税を課す可能性があることを発表した。発表された関税の一部の賦課は遅れているが、米国政府は、将来において、関税を一時停止し、再び賦課し、又は引き上げる可能性があり、かかる関税の対象国は、これに応じて相互関税の賦課又はその他の制限的な貿易措置を実施しており、将来においてかかる相互関税の賦課又はその他の制限的な貿易措置を実施する可能性がある。これらのいずれの措置も、当社の全世界における営業に関連する不確実性及び関連するリスクを増大させ得る。

(中略)

### **計画された当社の整形外科事業の分社化に関するリスク**

#### **計画された当社の整形外科事業の分社化は、完了したとしても、現在企図されている条件やスケジュールで完了しない可能性があり、期待される成果を達成できない可能性があること**

2025年10月、当社は、当社の整形外科事業を分社化する意向を発表した。当社は、計画された分社化を当初の発表後18ヶ月から24ヶ月以内に完了することを目標としている。計画された分社化の完了は、一定の条件(とりわけ、必要に応じて労使協議会その他従業員代表組織と協議すること、当社取締役会による最終承認並びにその他の規制当局の承認を受けることを含む。)を満たすことが条件となる。計画された分社化の最終的な時期や、かかる分社化が完了することについての保証はない。予期しない事態により、計画された分社化が遅延し、妨げられ又はその他の悪影響(一般若しくは金融市場の状況の混乱又は様々な規制当局の承認若しくは認可の取得における潜在的な問題若しくは遅延を含むがこれらに限られない。)を受ける可能性がある。

#### **計画された分社化を完了するための費用は、多額となることが予想されること、また、計画された当社の整形外科事業の分社化から得られることが期待される戦略上及び財務上の利益の一部を達成できない可能性があること**

当社は、計画された分社化に関連して多額の費用を負うことになる。また、当社は、計画された分社化により得られることが期待される戦略上及び財務上の利益を完全には達成できない可能性がある。計画された分社化により得られることが期待される利益は多くの予想に基づいており、そのいくつかは正しくないことが判明する可能性がある。

#### **計画された分社化の後、当社の普通株式の価格は大きく変動する可能性があること**

当社は、計画された分社化が当社の普通株式の取引価格に及ぼす影響を予測することができず、当社の普通株式の市場価値は、計画された分社化の前の当社の普通株式の市場価値より低くなるか、これと同等となるか又はこれより高くなる可能性がある。また、当社の普通株式の価格は、計画された分社化の前後でより変動しやすくなる可能性がある。

(中略)

## サイバーセキュリティ違反を含む情報セキュリティ・インシデントが、当社の事業又は信用に悪影響を与える可能性があること

事業目的を達成するために、当社は、当社のサプライチェーン及び営業の継続性を確保するために、極秘データ(法的保護の対象となり得る、秘密性のある研究、事業計画、財務情報、知的財産及び個人情報を含む。)を処理及び保存するため、また、当社が顧客に納品する多くの製品の一部について、社内の並びに第三者及びその業者の情報技術(IT)システム及びネットワークの両方に依存している。会社に世界規模の影響を与える広範な情報セキュリティ及びサイバーセキュリティの脅威は、当該システム及びネットワークのセキュリティ及び利用可能性並びに当社の極秘データの秘密性、完全性及び利用可能性を持続的なリスク(当該システム及びネットワークに接続される又は依存する顧客の製品に対するものを含む。)にさらすこととなる。当社は、これらの脅威を評価し、発生した攻撃及び違反に対処し、社内保護、検知及び対応能力を上げるための投資を行うと共に、当社の第三者プロバイダーがこのリスクに対応するために必要な能力及び管理体制を有していることを確保する。攻撃技法が頻繁に変わることで、そして攻撃の回数が増加しており複雑化していること、また、利用が増加しており第三者への依存が高まっていることから、当社が悪影響を受ける可能性がある。この影響により、信用、競争力、営業その他の事業に被害が及び、かつ、財務費用の負担及び規制措置を受けることがある。増加するAIその他新技術の利用もまたこれらのリスクを増大させ得る。当社は、情報セキュリティ・インシデント又はサイバー・インシデントに備えてサイバーセキュリティ保険に加入しているものの、その範囲は全ての金銭的、法的、事業上の又は信用に関わる損失を補うには十分でない可能性がある。

増大する世界的な緊張状態の結果、当社が営業を維持する国の敵対者によって行われるサイバー攻撃を含む情報セキュリティ又はサイバーセキュリティ・インシデントのリスクが今後も引き続き増加するものと予測している。これらの攻撃が複雑化する可能性を考慮すると、当社は、情報セキュリティ又はサイバーセキュリティ・インシデントの脅威に事前対応的に対処することができない可能性又は十分な予防措置を実施することができない可能性があり、かかる妨害又はセキュリティ違反の検知及び対処を速やかに若しくは一切行うことができない可能性があり、これにより、当社の製品を使用する顧客、当社の事業、経営成績又は財政状態に悪影響が及ぼされる可能性がある。さらに、これらの脅威は、当社の第三者パートナーにも影響を及ぼす可能性があり、これにより、当社に悪影響を及ぼす可能性のある当社のITシステム、ネットワーク及びデータの侵害が引き起こされる。

(中略)

### 3 2025年度の経営成績

以下は、2026年2月11日付でアメリカ合衆国において1934年証券取引所法に従って提出された当社の2025年12月28日に終了した事業年度に係る様式10-Kにおける連結財務書類をもとに作成したものである。

[次へ](#)

## 連結貸借対照表

(1株当たりの値を除き百万米ドル)

科目	期別	2025年12月28日現在	2024年12月29日現在
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物		19,709	24,105
市場性のある有価証券		393	417
売掛金 - 引当金183百万米ドル(2024年度：167百万米ドル)控除後		17,178	14,842
棚卸資産		14,191	12,444
前払費用及びその他の受取債権		4,153	4,085
流動資産合計		55,624	55,893
有形固定資産 - 純額		23,169	20,518
無形固定資産 - 純額		50,403	37,618
のれん		48,772	44,200
繰延税金資産		6,874	10,461
その他の資産		14,368	11,414
資産合計		199,210	180,104
負債及び株主持分			
流動負債			
借入金及び支払手形		8,495	5,983
買掛金		11,991	10,311
未払費用		8,594	8,549
割戻し、返品及び促進費引当金		19,124	17,580
未払報酬及び従業員関連債務		4,534	4,126
未払法人税等		1,388	3,772
流動負債合計		54,126	50,321
長期債務		39,438	30,651
繰延税金負債		6,791	2,448
従業員関連債務		6,957	7,255
長期未払税金		486	390
その他の負債		9,868	17,549
負債合計		117,666	108,614
契約債務及び偶発債務			
株主持分			
優先株式 - 無額面(未発行授權株式2,000,000株)			
普通株式 - 1株当たり額面価額1.00米ドル (授權株式：4,320,000,000株、発行済株式：3,119,843,000株)		3,120	3,120
その他の包括利益(損失)累積額		(14,930)	(11,741)
利益剰余金及び株式払込剰余金		168,978	155,791
控除：自己株式 - 取得原価(711,904,000株及び712,921,000株)		75,624	75,680
株主持分合計		81,544	71,490
負債及び株主持分合計		199,210	180,104

## 連結損益計算書

(1株当たりの値を除き百万米ドル)

科目	期別	2025年度	2024年度	2023年度
売上高		94,193	88,821	85,159
売上原価		30,256	27,471	26,553
売上総利益		63,937	61,350	58,606
販売費及び一般管理費		23,676	22,869	21,512
研究開発費		14,665	17,232	15,085
仕掛研究開発に係る減損		81	211	313
受取利息		(1,056)	(1,332)	(1,261)
支払利息 - 資産計上額控除後		971	755	772
その他の(収益)費用 - 純額		(7,209)	4,694	6,634
事業再編費用		228	234	489
税引前当期純利益		32,581	16,687	15,062
法人税等		5,777	2,621	1,736
継続事業からの当期純利益		26,804	14,066	13,326
非継続事業からの当期純利益 - 税引後				21,827
当期純利益		26,804	14,066	35,153
1株当たり当期純利益				
継続事業 - 基本的		11.13米ドル	5.84米ドル	5.26米ドル
非継続事業 - 基本的				8.62米ドル
1株当たり当期純利益合計 - 基本的		11.13米ドル	5.84米ドル	13.88米ドル
継続事業 - 希薄化後		11.03米ドル	5.79米ドル	5.20米ドル
非継続事業 - 希薄化後				8.52米ドル
1株当たり当期純利益合計 - 希薄化後		11.03米ドル	5.79米ドル	13.72米ドル
加重平均発行済株式数				
基本的		2,407.4百万株	2,407.3百万株	2,533.5百万株
希薄化後		2,429.4百万株	2,429.4百万株	2,560.4百万株

## 連結包括利益計算書

(百万米ドル)

科目	期別	2025年度	2024年度	2023年度
当期純利益		26,804	14,066	35,153
その他の包括利益(損失) - 税引後				
外貨換算調整額		(5,506)	1,708	(3,221)
有価証券：				
当期中に生じた未実現保有利益(損失)		(1)	2	26
損益への組替				
純増減		(1)	2	26
従業員給付制度：				
過去勤務収益(費用) - 償却額控除後		(144)	(154)	(149)
利益(損失) - 償却額控除後		1,130	541	(1,183)
一般消費者向けヘルスケア製品事業の 分離に係る清算 / 縮小				23
為替変動の影響		(128)	62	(90)
純増減		858	449	(1,399)
デリバティブ及びヘッジ：				
当期中に生じた未実現利益(損失)		1,953	(511)	422
損益への組替		(493)	(862)	(569)
純増減		1,460	(1,373)	(147)
その他の包括利益(損失)		(3,189)	786	(4,741)
包括利益		23,615	14,852	30,412

2025年度、2024年度及び2023年度のその他の包括利益における税金費用 / (タックス・ベネフィット)による影響はそれぞれ、外貨換算調整額については25億米ドル、(11)億米ドル及び797百万米ドル、従業員給付制度については214百万米ドル、86百万米ドル及び(289)百万米ドル、デリバティブ及びヘッジについては388百万米ドル、(365)百万米ドル及び(39)百万米ドルであった。

2023年度の表示額は、非継続事業を除外して再計算する前の数値である。

## 連結株主持分変動表

(百万米ドル)

	合計	利益剰余金 及び株式払込 剰余金	その他の 包括利益(損失) 累積額	発行済 普通株式	自己株式
2023年1月1日現在残高	76,804	128,345	(12,967)	3,120	(41,694)
当期純利益	35,153	35,153			
現金配当支払額(1株当たり4.70米ドル)	(11,770)	(11,770)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	2,193	(336)			2,529
普通株式の買戻し	(5,054)				(5,054)
その他	(25)				(25)
ケンピューの分離/IPO	(23,786)	2,451	5,181		(31,418)
その他の包括利益(損失) - 税引後	(4,741)		(4,741)		
2023年12月31日現在残高	68,774	153,843	(12,527)	3,120	(75,662)
当期純利益	14,066	14,066			
現金配当支払額(1株当たり4.91米ドル)	(11,823)	(11,823)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	2,094	(295)			2,389
普通株式の買戻し	(2,407)				(2,407)
その他の包括利益(損失) - 税引後	786		786		
2024年12月29日現在残高	71,490	155,791	(11,741)	3,120	(75,680)
当期純利益	26,804	26,804			
現金配当支払額(1株当たり5.14米ドル)	(12,381)	(12,381)			
従業員株式報酬及びストック・オプション・プラン	4,773	(1,236)			6,009
普通株式の買戻し	(5,953)				(5,953)
その他の包括利益(損失) - 税引後	(3,189)		(3,189)		
2025年12月28日現在残高	81,544	168,978	(14,930)	3,120	(75,624)

## 連結キャッシュ・フロー計算書

(百万米ドル)

科目	期別	2025年度	2024年度	2023年度
営業活動によるキャッシュ・フロー				
当期純利益		26,804	14,066	35,153
当期純利益から営業活動により生じた現金への調整：				
有形固定資産の減価償却費及び無形固定資産の償却費		7,503	7,339	7,486
株式に基づく報酬		1,354	1,176	1,162
資産の評価減		204	405	1,295
仕掛研究開発の取得費用		109	1,841	483
ケンピューの分離に係る利益				(20,984)
資産 / 事業の売却による純利益		(263)	(226)	(117)
繰延税金		1,538	(2,183)	(4,194)
信用損失引当金及び貸倒引当金		(1)	11	
資産及び負債の変動 - 企業買収及び売却による影響控除後：				
受取債権の増加		(1,781)	(406)	(624)
棚卸資産の増加		(1,450)	(1,128)	(1,323)
買掛金及び未払費用の増加		2,377	1,621	2,346
その他の流動及び固定資産の(増加) / 減少		(6,167)	1,717	(3,480)
その他の流動及び固定負債の(減少) / 増加		(5,697)	33	5,588
営業活動から生じた正味現金		24,530	24,266	22,791
投資活動(に使用した) / によるキャッシュ・フロー				
有形固定資産の取得		(4,832)	(4,424)	(4,543)
資産 / 事業の処分による収入 - 純額		720	675	358
買収 - 取得現金控除後		(17,541)	(15,146)	
仕掛研究開発の取得 / 関連する目標達成報奨金		(385)	(1,783)	(470)
投資有価証券の購入		(920)	(1,726)	(10,906)
投資有価証券の売却		1,661	2,462	19,390
クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額		(2,129)	1,517	(2,963)
その他(資産計上されたライセンス料及び目標達成報奨金を含む)		(162)	(174)	12
投資活動(に使用した) / から生じた正味現金		(23,588)	(18,599)	878
財務活動(に使用した) / によるキャッシュ・フロー				
株主に対する配当金		(12,381)	(11,823)	(11,770)
普通株式の買戻し		(5,953)	(2,432)	(5,054)
短期債務発行による収入		14,586	15,277	13,743
短期債務の返済		(12,330)	(9,463)	(22,973)
長期債務発行による収入 - 発行費用控除後		9,138	6,660	
長期債務の返済		(1,757)	(1,453)	(1,551)
ストック・オプションの行使による収入 - 従業員源泉徴収税控除後		3,418	838	1,094
クレジット・サポート契約に関する活動 - 純額		(226)	272	(219)
ショックウェーブ(Shockwave)から取得した転換債の決済			(970)	
分離時にケンピューに移転した債務に関連した、短期及び長期債務発行による収入 - 発行費用控除後				8,047
ケンピューの新規株式公開による収入				4,241
分離時にケンピューに移転した現金				(1,114)
その他		(34)	(38)	(269)
財務活動に使用した正味現金		(5,539)	(3,132)	(15,825)
現金及び現金同等物に対する為替変動の影響		201	(289)	(112)
現金及び現金同等物の(減少) / 増加		(4,396)	2,246	7,732
継続事業から生じた現金及び現金同等物の期首残高		24,105	21,859	12,889
非継続事業から生じた現金及び現金同等物の期首残高				1,238
現金及び現金同等物の期首残高		24,105	21,859	14,127
継続事業から生じた現金及び現金同等物の期末残高		19,709	24,105	21,859
非継続事業から生じた現金及び現金同等物の期末残高				
現金及び現金同等物の期末残高		19,709	24,105	21,859

## 連結キャッシュ・フロー計算書(続き)

(百万米ドル)

科目	期別	2025年度	2024年度	2023年度
補足キャッシュ・フロー情報				
期中における現金支払額:				
利息		1,977	1,990	1,836
利息 - 資産計上額控除後		1,863	1,911	1,766
法人税等 - 非継続事業に係るものを含む		6,539	6,714	8,574
現金を伴わない投資及び財務活動の内訳				
従業員株式報酬及びストック・オプション・プランに 関して発行された自己株式 - 受取現金 / 従業員源泉徴収 税控除後		2,591	1,551	1,435

2023年度の表示額は、非継続事業を除外して再計算する前の数値である。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込む。

- ・有価証券報告書（2024事業年度 自 2024年1月1日 至 2024年12月29日・2025年6月26日提出）
- ・半期報告書（中間会計期間 自 2024年12月30日 至 2025年6月29日・2025年9月25日提出）

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本書の添付書類としている。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし

## 第六部【特別情報】

### 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項なし

(英語原文から翻訳された)  
独立登録会計事務所の監査報告書

ジョンソン・エンド・ジョンソン  
取締役会及び株主 各位

### 財務書類及び財務報告に関する内部統制に対する意見

私どもは、添付のジョンソン・エンド・ジョンソン及びその子会社(以下「会社」という。)の2024年12月29日及び2023年12月31日現在の連結貸借対照表、2024年12月29日に終了した3年間の各事業年度の連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主持分変動表及び連結キャッシュ・フロー計算書並びに関連する注記(以下「連結財務書類」と総称する。)の監査を行った。私どもはまた、トレッドウェイ委員会組織委員会(以下「COSO」という。)が公表した「内部統制 統合的枠組み(2013年)」で定められている基準に基づいて、2024年12月29日現在の会社の財務報告に関する内部統制の監査を行った。

私どもの意見によれば、上記の連結財務書類は、全ての重要な点において、会社の2024年12月29日及び2023年12月31日現在の財政状態、並びに2024年12月29日に終了した3年間の各事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローを、米国で一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠して適正に表示している。さらに、私どもの意見によれば、会社は2024年12月29日現在、COSOが公表した「内部統制 統合的枠組み(2013年)」で定められている基準に基づいて、全ての重要な点において、財務報告に関する有効な内部統制を維持していた。

### 監査意見の根拠

これらの連結財務書類、財務報告に関する有効な内部統制の維持、並びに添付されている「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に含まれる財務報告に関する内部統制の有効性の評価についての責任は、会社の経営陣にある。私どもの責任は、私どもの監査に基づいて、会社の連結財務書類及び会社の財務報告に関する内部統制について意見を表明することである。私どもは公開企業会計監視委員会(米国)(以下「PCAOB」という。)に登録している会計事務所であり、米国連邦証券法並びに証券取引委員会及びPCAOBの適正規則及び規程に準拠して、会社に対して独立性を保持していることが求められる。

私どもは、PCAOBの基準に準拠して監査を実施した。これらの基準は、連結財務書類に誤謬又は不正による重要な虚偽の表示がないかどうか、及び財務報告に関する有効な内部統制が全ての重要な点において維持されていたかどうかについて合理的な保証を得るために、私どもが監査を計画し、実施することを要求している。

私どもの連結財務書類の監査は、誤謬又は不正による連結財務諸類の重要な虚偽表示リスクの評価手続き及び当該リスクに対応した手続きの実施が含まれる。かかる手続きには、連結財務書類の金額及び開示に関する証拠の試査による検証が含まれる。私どもの監査には、適用された会計原則及び経営陣が行った重要な見積りの検討、並びに連結財務書類全体としての表示に関する評価も含んでいる。私どもの財務報告に関する内部統制の監査は、財務報告に関する内部統制についての理解を得ること、重要な欠陥の存在に関するリスクの評価、並びに評価したリスクに基づいた内部統制の整備及びその運用状況の有効性の検証及び評価を含んでいる。私どもの監査は、状況に応じて私どもが必要と考えるその他の手続きの実施も含んでいる。私どもは、私どもの監査が私どもの意見表明のための合理的な基礎を提供していると確信している。

「財務報告に関する内部統制についての経営陣の報告書」に記載されている通り、経営陣はショックウェーブ・メディカル・インク(以下「ショックウェーブ」という。)を2024年12月29日現在の財務報告に関する内部統制の評価から除外している。これは、会社がショックウェーブを2024年度において企業結合により取得したためである。私どももまた、ショックウェーブを財務報告に関する内部統制の監査の範囲から除外している。ショックウェーブは会社の完全子会社であり、経営陣の財務報告に関する内部統制の評価及び私どもの財務報告に関する内部統制の監査の範囲から除外されたショックウェーブの資産合計及び売上高合計は、2024年12月29日現在及び同日に終了した事業年度の連結財務書類に計上された各関連金額の1%未満である。

## 財務報告に関する内部統制の定義及び限界

会社の財務報告に関する内部統制は、財務報告の信頼性及び一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した外部報告目的の財務書類の作成について合理的な保証を提供するために整備された手続きである。会社の財務報告に関する内部統制は、以下についての方針及び手続きを含んでいる。( )会社の取引及び資産の処分を合理的に詳細、正確かつ公正に反映する記録の維持に関するもの、( )一般に公正妥当と認められた会計原則に準拠した財務書類を作成するために必要な取引が記録されていることについて、また会社の収入及び支出は会社の経営陣及び取締役の承認に基づいてのみ発生していることについて、合理的な保証を提供するもの、並びに( )財務書類に重要な影響を及ぼす可能性のある会社の資産の未承認の取得、利用又は処分の防止又は適時発見に関して合理的な保証を提供するもの。

財務報告に関する内部統制には固有の限界があるため、虚偽の表示が防止又は発見されない可能性がある。また、将来における有効性の評価の予測には、状況の変化により統制が不十分となるか、方針又は手続きへの準拠の程度が低下するといったリスクが存在する。

## 監査上の重要な事項

以下で伝達される監査上の重要な事項は、当年度の連結財務書類監査から生じる事項で、監査委員会に伝達された又は伝達が義務付けられたもの、かつ( )連結財務書類にとって重要な勘定又は開示に関するもの及び( )私どもが特に困難で主観的又は複雑な判断を要したものである。監査上の重要な事項の伝達は、全体としての連結財務書類に対する私どもの監査意見を変更するものではなく、私どもは、以下の監査上の重要な事項を伝達しているものの、監査上の重要な事項又はそれらが関連する勘定若しくは開示に対する個別の監査意見を表明していない。

### 米国のイノベティブ・メディシンの割戻しに係る引当金 - マネージドケア制度、メディケア制度及びメディケイド制度

連結財務書類の注記1に記載されている通り、会社は、顧客との契約条件に基づく義務が充足された時点で製品販売による収益を認識している。顧客に提供される割戻し及び割引は、変動対価として会計処理され、売上高に対する減額として計上される。このような割戻し及び割引に係る負債は、連結貸借対照表の「割戻し、返品及び促進費引当金」に認識されている。割戻しに関連する負債の大部分は、米国の主にマネージドケア制度、メディケア制度及びメディケイド制度内で使用される医薬品の販売によるもので、2024年12月29日現在の額は123億米ドルであった。米国のマネージドケア制度、メディケア制度及びメディケイド制度のリポートプログラムを含む、大部分のリポートプログラムに関する割戻し及び割引は、契約条件、過去の実績、患者の転帰、トレンド分析、及びサービスを提供している様々な市場において予想される市況に基づき、経営陣により見積もられる。

私どもが米国のイノベティブ・メディシンの割戻しに係る引当金 - マネージドケア制度、メディケア制度及びメディケイド制度に関する手続きの実施が監査上の重要な事項であると判断する上で主に考慮したのは、( )当該引当金の見積りの算定において測定に係る重要な不確実性を伴うことに起因する経営陣による重要な判断であり、また、( )契約条件、過去の実績、患者の転帰、トレンド分析及び米国の医薬品市場において予想される市況に関連する仮定に対して手続きを実施し、評価する際に要した高度な監査人の判断、主観及び労力である。

当該事項の対応には、全体としての連結財務書類に対する監査意見の形成に関連する手続きの実施及び監査証拠の評価が必要であった。これらの手続きには、米国のイノベティブ・メディシンの割戻しに係る引当金 - マネージドケア制度、メディケア制度及びメディケイド制度に対する経営陣による見積りに係る内部統制の有効性テストが含まれ、これには、当該割戻しの見積りに使用した仮定に係る内部統制が含まれていた。また、当該手続きには、とりわけ、( )米国の医薬品市場における価格及び市況に関する第三者からの情報、特定のリポートプログラムの条件並びに実際に支払われた割戻請求額の過去の実績及びトレンド分析を利用することにより割戻しの見積額を独立して算定する、( )会社が処理した割戻請求額をサンプルベースでテストする(会社のリポート契約に基づく契約条件との整合性の観点から請求額を評価することを含む。)、並びに( )経営陣による見積りの合理性を評価するため、経営陣による見積りと独立して算定した見積りとを比較することも含まれていた。

## 訴訟に係る偶発債務 - タルク

連結財務書類の注記1及び19に記載されている通り、会社は、賠償責任が発生する可能性が高く、損失金額が合理的に見積可能な場合に、タルクを含む法的事項に関連する偶発損失に係る引当金を計上している。会社に対して不利な仲裁判断、判決又は評決が下された場合、経営陣は、損失の発生可能性が高いと判断し、かつ、その損失金額を合理的に見積もることができるまで引当金を計上しない。これらの事項について、経営陣は、引き当てられた金額を超過する潜在的な損失又は損失の範囲を見積もることはできない。法的偶発事象に対する引当金計上額は、多くの場合、関連する支払の時期を含む見積り及び仮定に大きく依存する将来の事象及び不確実性について複雑な一連の判断を行使することにより算定される。当該見積り及び判断を行う能力は、様々な要因(とりわけ、訴訟手続きにおいて要求されている損害賠償額の根拠がないか金額が不確定であること、科学的及び法律上の証拠開示手続きが開始されていないか完了していないこと、訴訟手続きが早期段階にあること、法的不確実性のある事案であること、重要な事実について論争中であること、手続上若しくは管轄上の問題、提起され得る請求の数の不確実性及び予測不能性があること、複数当事者間での包括的な和解を実現する能力、関連交差請求や反訴の複雑さ、及び/又は多数の当事者が関与していることを含む。)による影響を受ける可能性がある。経営陣は、会社が上訴済みのタルクに係る評決について、争うことができる強力な法的根拠が会社にはあると引き続き考えている。経営陣は、会社のタルク含有製品の安全性について自信を持っているが、会社は状況によっては、訴訟の相手方と和解している。2024年5月、会社は、化粧品用タルクに関して米国で現在提起されている全ての被害請求及び今後提起される可能性のある全ての被害請求(中皮腫に関連した被害請求及び州の消費者保護法に基づく被害請求を除く)の最終的な解決に向けて、事前合意した「プレパッケージ型」の米国連邦破産法第11章に基づく破産計画案(以下「破産計画案」という。)を提案した。2024年9月、会社の子会社であるレッド・リバー・タルク・エルエルシーは、会社の事前合意済み「プレパッケージ型」破産計画案を推進するため、米国連邦破産法第11章に基づく救済申請を自発的に行った。2024年12月29日現在、タルク関連請求を解決するための引当金の現在価値は約116億米ドルであり、そのうち約10%は流動負債として計上されている。当該計上額は、発生する可能性の高い損失に関する会社の最善の見積額である。会社は、引き当てられた金額を超過する潜在的損失又は損失の範囲の見積額を算定することはできない。

私どもがタルク訴訟の偶発債務に関する手続きの実施が監査上の重要な事項であると判断する上で主に考慮したのは、( )残りの未解決タルク関連請求に関する損失の発生可能性を見積もる際、残りの未解決タルク関連請求に関する損失の合理的な見積額又は損失の範囲を判断する際、及び残りの未解決タルク関連請求に関する和解金の支払時期を判断する際の経営陣による重要な判断であり、また、( )タルク訴訟に関連する偶発損失に対して手続きを実施し、経営陣の見積りに関連した監査証拠を評価する際に要した高度な監査人の判断、主観及び労力である。

当該事項の対応には、全体としての連結財務書類に対する監査意見の形成に関連する手続きの実施及び監査証拠の評価が必要であった。これらの手続には、経営陣によるタルク訴訟に係る偶発債務の見積りに係る内部統制の有効性テストが含まれ、これには、損失の発生可能性が高いか否か、また、その損失金額を合理的に見積もることができるか否かの判断に係る内部統制、並びに財務書類での開示に係る内部統制が含まれていた。また、当該手続には、とりわけ、( )タルク訴訟の会計処理及び報告に関する会社のプロセスを理解する、( )特定の締結済みタルク訴訟関連の和解合意書を入手し、それを評価する、( )重要な既知の実際の訴訟及び潜在的な訴訟並びに和解活動の状況について、会社の社内弁護士及び(必要に応じて)社外弁護士と協議する、( )社内及び社外弁護士からタルク訴訟に関連した監査質問状に対する回答を入手し、それを評価する、( )不利な結果が生じる合理的な可能性があるか、又は発生可能性が高くかつ合理的に見積可能であるかに関する経営陣の判断の合理性を評価する、並びに( )会社の訴訟に係る偶発債務に関する開示の十分性を評価することも含まれていた。

プライスウォーターハウスクーパース エルエルピー  
フローラム・パーク、ニュージャージー  
2025年2月13日

私どもは少なくとも1920年より、会社の会計監査人として従事している。私どもは会社の会計監査人として従事し始めた年度を特定することができていない。

---

注：上記は、英文で作成された監査報告書原本の訳文として記載されたものです。訳文においては、原本の内容を正確に表すよう細心の注意が払われていますが、いかなる内容の解釈、見解または意見においても、原語で記載された監査報告書原本が本訳文に優先します。

[次へ](#)

## Report of Independent Registered Public Accounting Firm

To the Board of Directors and Shareholders of Johnson & Johnson

### Opinions on the Financial Statements and Internal Control over Financial Reporting

We have audited the accompanying consolidated balance sheets of Johnson & Johnson and its subsidiaries (the “Company”) as of December 29, 2024 and December 31, 2023, and the related consolidated statements of earnings, of comprehensive income, of equity and of cash flows for each of the three fiscal years in the period ended December 29, 2024, including the related notes (collectively referred to as the “consolidated financial statements”). We also have audited the Company's internal control over financial reporting as of December 29, 2024, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the Committee of Sponsoring Organizations of the Treadway Commission (COSO).

In our opinion, the consolidated financial statements referred to above present fairly, in all material respects, the financial position of the Company as of December 29, 2024 and December 31, 2023, and the results of its operations and its cash flows for each of the three fiscal years in the period ended December 29, 2024 in conformity with accounting principles generally accepted in the United States of America. Also in our opinion, the Company maintained, in all material respects, effective internal control over financial reporting as of December 29, 2024, based on criteria established in *Internal Control - Integrated Framework* (2013) issued by the COSO.

### Basis for Opinions

The Company's management is responsible for these consolidated financial statements, for maintaining effective internal control over financial reporting, and for its assessment of the effectiveness of internal control over financial reporting, included in the accompanying Management's report on internal control over financial reporting. Our responsibility is to express opinions on the Company's consolidated financial statements and on the Company's internal control over financial reporting based on our audits. We are a public accounting firm registered with the Public Company Accounting Oversight Board (United States) (PCAOB) and are required to be independent with respect to the Company in accordance with the U.S. federal securities laws and the applicable rules and regulations of the Securities and Exchange Commission and the PCAOB.

We conducted our audits in accordance with the standards of the PCAOB. Those standards require that we plan and perform the audits to obtain reasonable assurance about whether the consolidated financial statements are free of material misstatement, whether due to error or fraud, and whether effective internal control over financial reporting was maintained in all material respects.

Our audits of the consolidated financial statements included performing procedures to assess the risks of material misstatement of the consolidated financial statements, whether due to error or fraud, and performing procedures that respond to those risks. Such procedures included examining, on a test basis, evidence regarding the amounts and disclosures in the consolidated financial statements. Our audits also included evaluating the accounting principles used and significant estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the consolidated financial statements. Our audit of internal control over financial reporting included obtaining an understanding of internal control over financial reporting, assessing the risk that a material weakness exists, and testing and evaluating the design and operating effectiveness of internal control based on the assessed risk. Our audits also included performing such other procedures as we considered necessary in the circumstances. We believe that our audits provide a reasonable basis for our opinions.

As described in Management’s report on internal control over financial reporting, management has excluded Shockwave Medical, Inc., (“Shockwave”) from its assessment of internal control over financial reporting as of December 29, 2024 because it was acquired by the Company in a purchase business combination during 2024. We have also excluded Shockwave from our audit of internal control over financial reporting. Shockwave is a wholly-owned subsidiary whose total assets and total sales excluded from management’s assessment and our audit of internal control over financial reporting represent less than 1% of each of the related consolidated financial statement amounts as of and for the fiscal year ended December 29, 2024.

### **Definition and Limitations of Internal Control over Financial Reporting**

A company’s internal control over financial reporting is a process designed to provide reasonable assurance regarding the reliability of financial reporting and the preparation of financial statements for external purposes in accordance with generally accepted accounting principles. A company’s internal control over financial reporting includes those policies and procedures that (i) pertain to the maintenance of records that, in reasonable detail, accurately and fairly reflect the transactions and dispositions of the assets of the company; (ii) provide reasonable assurance that transactions are recorded as necessary to permit preparation of financial statements in accordance with generally accepted accounting principles, and that receipts and expenditures of the company are being made only in accordance with authorizations of management and directors of the company; and (iii) provide reasonable assurance regarding prevention or timely detection of unauthorized acquisition, use, or disposition of the company’s assets that could have a material effect on the financial statements.

Because of its inherent limitations, internal control over financial reporting may not prevent or detect misstatements. Also, projections of any evaluation of effectiveness to future periods are subject to the risk that controls may become inadequate because of changes in conditions, or that the degree of compliance with the policies or procedures may deteriorate.

### **Critical Audit Matters**

The critical audit matters communicated below are matters arising from the current period audit of the consolidated financial statements that were communicated or required to be communicated to the audit committee and that (i) relate to accounts or disclosures that are material to the consolidated financial statements and (ii) involved our especially challenging, subjective, or complex judgments. The communication of critical audit matters does not alter in any way our opinion on the consolidated financial statements, taken as a whole, and we are not, by communicating the critical audit matters below, providing separate opinions on the critical audit matters or on the accounts or disclosures to which they relate.

### **U.S. Innovative Medicine Rebate Reserves – Managed Care, Medicare and Medicaid**

As described in Note 1 to the consolidated financial statements, the Company recognizes revenue from product sales when obligations under the terms of a contract with the customer are satisfied. Rebates and discounts provided to customers are accounted for as variable consideration and recorded as a reduction in sales. The liability for such rebates and discounts is recognized within Accrued rebates, returns, and promotions on the consolidated balance sheet. A significant portion of the liability related to rebates is from the sale of pharmaceutical products within the U.S., primarily the Managed Care, Medicare and Medicaid programs, which amounted to \$12.3 billion as of December 29, 2024. For significant rebate programs, which include the U.S. Managed Care, Medicare and Medicaid rebate programs, rebates and discounts estimated by management are based on contractual terms, historical experience, patient outcomes, trend analysis, and projected market conditions in the various markets served.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to U.S. Innovative Medicine rebate reserves - Managed Care, Medicare and Medicaid is a critical audit matter are (i) the significant judgment by management due to the significant measurement uncertainty when developing the estimate of these reserves and (ii) a high degree of auditor judgment, subjectivity, and effort in performing procedures and evaluating the assumptions related to contractual terms, historical experience, patient outcomes, trend analysis, and projected market conditions in the U.S. pharmaceutical market.

Addressing the matter involved performing procedures and evaluating audit evidence in connection with forming our overall opinion on the consolidated financial statements. These procedures included testing the effectiveness of controls relating to management's estimate of the U.S. Innovative Medicine rebate reserves - Managed Care, Medicare and Medicaid, including controls over the assumptions used to estimate these rebates. These procedures also included, among others (i) developing an independent estimate of the rebates by utilizing third party information on price and market conditions in the U.S. pharmaceutical market, the terms of the specific rebate programs, and the historical experience and trend analysis of actual rebate claims paid; (ii) testing, on a sample basis, rebate claims processed by the Company, including evaluating those claims for consistency with the contractual and mandated terms of the Company's rebate arrangements; and (iii) comparing the independent estimates to management's estimates to evaluate the reasonableness of management's estimates.

### **Litigation Contingencies – Talc**

As described in Notes 1 and 19 to the consolidated financial statements, the Company records accruals for loss contingencies associated with legal matters, including talc, when it is probable that a liability will be incurred and the amount of the loss can be reasonably estimated. To the extent adverse awards, judgments, or verdicts have been rendered against the Company, management does not record an accrual until a loss is determined to be probable and can be reasonably estimated. For these matters, management is unable to estimate the possible loss or range of loss beyond the amounts accrued. Amounts accrued for legal contingencies often result from a complex series of judgments about future events and uncertainties that rely heavily on estimates and assumptions including timing of related payments. The ability to make such estimates and judgments can be affected by various factors, including, among other things, whether damages sought in the proceedings are unsubstantiated or indeterminate; scientific and legal discovery has not commenced or is not complete; proceedings are in early stages; matters present legal uncertainties; there are significant facts in dispute; procedural or jurisdictional issues; the uncertainty and unpredictability of the number of potential claims; ability to achieve comprehensive multi-party settlements; complexity of related cross-claims and counterclaims; and/or there are numerous parties involved. Management continues to believe that the Company has strong legal grounds to contest the talc verdicts it has appealed. Notwithstanding management's confidence in the safety of the Company's talc products, in certain circumstances the Company has settled cases. In May 2024, the Company proposed a consensual "prepackaged" Chapter 11 bankruptcy plan (the "Proposed Plan") for the final resolution of all current and future claims related to cosmetic talc in the United States, excluding claims related to mesothelioma or State consumer protection claims. In September 2024, the Company's subsidiary Red River Talc, LLC filed a voluntary petition, seeking relief under Chapter 11 of the Bankruptcy Code, in furtherance of the Company's consensual "prepackaged" Proposed Plan. As of December 29, 2024, the total present value of the reserve to resolve the talc claims is approximately \$11.6 billion, of which approximately ten percent is recorded as a current liability. The recorded amount remains the Company's best estimate of probable loss. The Company is unable to estimate the possible loss or range of loss beyond the amounts accrued.

The principal considerations for our determination that performing procedures relating to the litigation contingencies - talc is a critical audit matter are (i) the significant judgment by management when assessing the likelihood of a loss being incurred for the remaining unresolved talc claims, when determining whether a reasonable estimate of the loss or range of loss for the remaining unresolved talc claims can be made, and when determining the timing of settlement payments for the remaining unresolved talc claims, and (ii) a high degree of auditor judgment, subjectivity, and effort in performing procedures and evaluating audit evidence related to management's assessment of the loss contingencies associated with the talc litigation.

Addressing the matter involved performing procedures and evaluating audit evidence in connection with forming our overall opinion on the consolidated financial statements. These procedures included testing the effectiveness of controls relating to management's assessment of the litigation contingencies – talc, including controls over determining whether a loss is probable and whether the amount of loss can be reasonably estimated, as well as financial statement disclosures. These procedures also included, among others (i) gaining an understanding of the Company's process around the accounting and reporting for the talc litigation; (ii) obtaining and evaluating certain executed settlement agreements related to the talc litigation; (iii) discussing the status of significant known actual and potential litigation and settlements activity with the Company's in-house legal counsel, as well as external counsel when deemed necessary; (iv) obtaining and evaluating the letters of audit inquiry with internal and external legal counsel related to the talc litigation; (v) evaluating the reasonableness of management's assessment regarding whether an unfavorable outcome is reasonably possible or probable and reasonably estimable; and (vi) evaluating the sufficiency of the Company's litigation contingencies disclosures.

/s/ PricewaterhouseCoopers LLP  
Florham Park, New Jersey  
February 13, 2025

We have served as the Company's auditor since at least 1920. We have not been able to determine the specific year we began serving as auditor of the Company.

---

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は有価証券報告書提出会社が別途保管しております。